

むつ市議会第251回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

令和4年3月8日（火曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【議案質疑、委員会付託】

第1 議案第2号 むつ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

【一般質問】

第2 一般質問（市政一般に対する質問）

- (1) 15番 佐藤 広政 議員
- (2) 3番 杉浦 弘樹 議員
- (3) 11番 鎌田 ちよ子 議員
- (4) 6番 佐賀 英生 議員
- (5) 9番 富岡 直哉 議員
- (6) 1番 佐藤 武 議員

【議案一括上程、提案理由説明、議案質疑、委員会付託、一部採決】

第3 議案第28号 むつ市使用済燃料税条例の一部を改正する条例

第4 議案第29号 令和3年度むつ市一般会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	杉浦	弘樹	4番	東	健而
5番	野中	貴健	6番	佐賀	英生
7番	斉藤	孝昭	8番	山本	留義
9番	富岡	直哉	10番	村中	浩明
11番	鎌田	ちよ子	12番	住吉	年広
13番	白井	二郎	14番	濱田	栄子
15番	佐藤	広政	16番	富岡	幸夫
17番	岡崎	健吾	18番	原田	敏匡
19番	佐々木	隆徳	20番	浅利	竹二郎
21番	佐々木	肇	22番	大瀧	次男

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	宗一郎	副市長	川西	伸二
教育長	阿部	謙一	公営企業 管業者	村田	尚
代監査委員	齊藤	秀人	選挙管理 委員会 委員長	畑中	政勝
農委会 員 業会長	坂本	正一	総務部長	吉田	真
総務部 室 部長	千代谷	賀士子	企画政策 部長	松谷	勇
財務部長	吉田	和久	民生部長	杉澤	一徳
福祉部長	藤島	純	健づく 推進部 長	中村	智郎
健づく 推進 部 長	木村	公子	子ども みどら mile office にり所 こ長	菅原	典子
経済部長	立花	一雄	都市整 備部長	中里	敬

建設技術長	小笠原 洋 一	川内 舎長	木 下 尚 一 郎
大畑庁舎長	伊 藤 大 治 郎	脇野所 沢長	工 藤 和 彦
会管理計者	野 藤 賀 範	選挙員局 理会長	工 藤 淳 一
監事 査務 委員 局長	伊 藤 泰 成	農委事務局長 業会長 部事	成 田 司
教育部長	角 本 力	上局民理 水生 道長 部事	中 村 久
総政推総 務進課 務課 長	野 坂 武 史	民政推 生進 部策監	高 杉 俊 郎
福祉推高福 祉進齡課 課 長	吉 田 由 佳 子	健つ推副予感対 康り部事・症長	畑 中 美 雅
子み政推子支キパ所	澁 田 剛	経済推農委事次生支 済進員務産課	伊 藤 恭 雄
都整政推建技政推	畑 中 涉	教委事副学課 員務理教	祐 川 達 也
総総括 務務主 部課幹	松 山 徹	総防課 務安 部全長	古 屋 敷 均
企政企調総 策整主 画部画課幹	赤 石 拓 詩	民環課 生政 部策長	石 田 隆 司
福福課 祉政 部策長	柳 谷 恭 子	福地支セ所 祉包夕	辻 郁 子

も部て長
どい育課
子み子支

市部持長
備維
都整土課

育会局長
員務課
教委事総

部課査
務務主
総総主

市部木課査
備持
都整土維主

吉 田 有 美 子

柳 谷 真 吾

工 藤 大 介

畑 中 佳 奈

畑 中 優

部用長
済雇課
業策

沢舎長沢舎活長沢長
野課生野館
協庁管協庁市課協公

育会局習長
員務学
教委事生課

部課査
務務野
総総主

沢舎民課任
協庁市生主

小 林 睦 子

山 崎 拓 也

畑 山 勝

菊 池 亘

西 田 直 秋

事務局職員出席者

事務局長
総括主幹
主任主査

佐 藤 孝 悦
櫻 田 誠
井 田 周 作

次 長
主 幹
主 任

中 野 敬 三
堂 崎 亜 希 子
浜 端 直 快

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

- 議長（大瀧次男） ただいまから本日の会議を開きます。
- ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

- 議長（大瀧次男） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず、本日議案質疑及び委員会付託を行います議案第2号 むつ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例に関しましては、地方自治法第243条の2第2項の規定に基づき、監査委員の意見を求めておりましたが、お手元に配信しておりますとおり、当該条例に対し、異議ない旨の意見が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、昨日市長から、今定例会に議案2件を追加提案したい旨の申入れがあり、先ほど開催した議会運営委員会で、本日の議事日程の最後にこれを上程し、審議することが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

- 議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

◎日程第1 議案質疑、委員会付託

- 議長（大瀧次男） 日程第1 議案第2号 むつ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で議案第2号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◎日程第2 一般質問

- 議長（大瀧次男） 次は、日程第2 一般質問を行います。

今日は、佐藤広政議員、杉浦弘樹議員、鎌田ちよ子議員、佐賀英生議員、富岡直哉議員、佐藤武議員の一般質問を行います。

◎佐藤広政議員

- 議長（大瀧次男） まず、佐藤広政議員の登壇を求めます。15番佐藤広政議員。

（15番 佐藤広政議員登壇）

- 15番（佐藤広政） おはようございます。自民クラブ、佐藤広政です。むつ市議会第251回定例会において、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。理事者の皆様には、明確なご答弁をよろしくお願い申し上げます。

まずは、本年度をもって退職される職員の皆様には、これまでに長きにわたりご尽力されてきたご功績とご苦勞、そして未曾有の新型コロナウイルス感染症に対してのご尽力に心より敬意を表す次第でございます。退職後の第二の人生が充実したものでありますよう、心よりご祈念申し上げます。

また、コロナウイルス第6波がこのむつ市にも押し寄せております。市長をはじめとする市職員の皆様のご尽力と市民の皆様のご協力の下、他の

地域と比べれば、まだ低水準で推移していることに改めて感謝を申し上げます。しかし、予断の許さない状況ではありますが、むつ市の安心安全のために、引き続きご尽力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、むつ市議会第250回定例会一般質問においてデジタルトランスフォーメーションに対しての専門の課を新設することを要望させていただきましたが、先日の議案質疑の中で実行に移されるという答弁を市長がされておりました。この場をお借りして感謝申し上げます。ぜひ市民の皆様の利便性、デジタルの恩恵を受け、豊かな生活を送ることのできるデジタル田園都市が推進することを期待いたします。

それでは、一般質問を行わせていただきます。

高齢化率というものがあります。それは、ゼロ歳から14歳を年少人口、15歳から64歳を生産年齢人口、65歳以上を高齢者人口としたとき、総人口に占める高齢者人口の割合を言い、この高齢化率によって分類し、そして定義していると考えられます。高齢化率が7%以上であると高齢化社会、14%以上であると高齢社会、21%以上であると超高齢社会と位置づけております。明確な定義こそないものの、高齢化の状況を分かりやすく分類するために規定された言葉だとされております。

この基準に当てはめると、日本は2018年時点で高齢化率28.1%となっておりますので、超高齢社会に突入していると言えます。日本は、25年前から高齢社会へ突入しており、2010年には23%となり、21%を超えたことで超高齢社会に入っております。

高齢化の進行の原因として、医療の進歩などによる平均寿命の上昇、もう一つの要因として、少子化による出生数の減少が挙げられております。よって、高齢化社会対策としては、就業・所得の確保、健康・福祉の増進、学習・社会参加の推進、

生活環境の整備などの取組が考えられます。

そこで、高齢者政策について5点質問させていただきます。

質問の1点目、むつ市の高齢化率の状況及び今後の見通しについてお伺いいたします。

続きまして、2点目として、高齢者の就業及び所得の確保についてであります。高齢者就業の確保の観点から、高齢者が健康で意欲と能力がある限り、年齢に関わりなく働き続けることができる社会の実現を目指す必要があると思います。市として高齢者が生き生きと働くこと環境を整えるためにどんな取組をしているのか、お伺いいたします。

3点目は、高齢者の学習及び社会参加の促進についてであります。高齢化社会イコール問題と捉えてしまうと、高齢者を保護、支援すべき対象として捉えてしまい、その対策として福祉的な側面で生涯学習が位置づけられています。しかし、人生100年時代に突入しているこれからは、高齢者一人一人が社会において重要な役割を担う一員として活躍できるよう、学ぶという教育的な観点から生涯学習を捉えていく必要があるのではないかとお考えですが、このことに対してのご見解をお伺いいたします。

4点目は、生活環境の整備についてお伺いいたします。公共交通の観点から、高齢者にとって地域の公共交通の充実が安心安全、社会参画の面で大変重要と考えます。現在むつ市が取り組んでいる「AGEHA」の各地区の実績と今後の展開はどのように考えているのかお伺いいたします。

5点目として、認知症高齢者の支援についてお伺いいたします。福祉の観点から、認知症高齢者支援施策の推進も必要と考えます。この件については、地域全体で認知症への理解を促進する対応が必要と考えますが、現在どのような取組を行っているのかお伺いいたします。

以上、1項目5点を壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 佐藤広政議員のご質問にお答えいたします。

まず、高齢者政策についてのご質問の1点目、当市の高齢化率の現状及び今後の見通しについてお答えいたします。当市の高齢化率は年々上昇し、令和4年1月末現在、総人口5万4,887人に対して65歳以上の人口は1万8,689人、高齢化率は34.0%で、3人に1人が65歳以上の方となっております。今後は、高齢者数は緩やかに減少していくものの、高齢化率は上昇を続け、団塊の世代が75歳以上となる2025年には高齢化率は36%を超え、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年には43%を超えると推計されており、ますます高齢化が進行すると見込まれております。

次に、そのほかにいただいたご質問につきましては、教育委員会及び担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 佐藤広政議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の3点目、高齢者の学習及び社会参加の推進についてお答えいたします。高齢者が日常生活に直面する課題を的確に解決し、自らが選択した人生設計に即し、生涯にわたって学習に取り組むこと、また学習者自身が主体的に学びの選択ができるような体制が必要であると考えております。

市といたしましては、高齢者を含む全ての市民の皆様のニーズに合わせた学習機会の提供を図り、市民大学等の取組を通じて、いつでも、どこでも、誰でもが学べる環境づくりに努めてまいり

たいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） 高齢者政策についてのご質問の2点目、高齢者の就業及び所得の確保についてお答えいたします。

まず、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律が平成18年4月に一部改正となり、企業には65歳までの定年引上げ、または再雇用制度等の雇用確保が義務化されました。さらに、令和3年4月からは70歳までの定年引上げ、または再雇用制度等の就業機会の確保が努力義務として課されております。市といたしましては、むつ市総合経営計画に掲げる「高齢者福祉の充実」に基づき、高齢者の積極的な社会参加の促進と生きがいづくりの推進に努めているところであり、公益社団法人むつ市シルバー人材センターへの助成を通じて、高齢者の皆様の就業機会の確保や生きがいの充実、福祉の向上を推進しているほか、むつ公共職業安定所等からの雇用に関する情報等の周知に努めております。

むつ市が活力ある地域社会を推進するために、今後も年齢に関わりなく健康で意欲ある高齢者の方々が働くことができるよう、引き続き国・県及び関係機関と連携しながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） 高齢者政策についてのご質問の4点目、高齢者の生活環境の整備についてお答えいたします。

75歳以上の高齢者を対象とした無料乗車証「AGEHA」の交付者数は、事業を開始いたしました昨年10月1日現在の75歳以上の対象者9,054人に対し、1月末現在で旧むつ地区1,193人、川内地区190人、大畑地区382人、脇野沢地区131人、

合計で1,896人、交付率は20.9%となっております。また、利用者数は1月末現在で、延べ1万4,379人となっております。

今後につきましても、広報等を通じて引き続き事業の周知を行うとともに、利用者の利便性の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 福祉部長。

○福祉部長（藤島 純） 高齢者政策についてのご質問の5点目、認知症高齢者の支援についてお答えいたします。

市では、認知症の症状や対応方法について学ぶ認知症サポーター養成講座を開催しており、これまでに延べ5,070人に受講いただきました。この認知症サポーターが従業員等の半数以上を占める30事業所16団体につきましては、認知症サポート事業所、認知症サポート団体として認定し、認知症高齢者に対する温かい対応をお願いしております。

また、本年度から9月の世界アルツハイマー月間に合わせてオレンジキャンペーンを行い、公共施設において認知症に関する情報を展示するなど、正しい知識の啓発に努めております。

このほか市内113事業所と協定を締結し、高齢者の異変に気づいた際に連絡いただく高齢者見守りネットワーク事業や、徘徊等で行方不明になる可能性のある方に事前登録していただき、警察や事業所と協力し、早期発見につなげる認知症SOSネットワーク事業を行っております。

認知症の方や、そのご家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、認知症への理解促進と地域の見守り体制の構築に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 15番。

○15番（佐藤広政） ありがとうございます。それでは、順番に再質問をさせていただきたいと思

います。

まず、1項目めのむつ市の高齢化率の状況についてでございますが、ご答弁いただいた中で、令和4年1月末で高齢化率は34%、65歳以上が3人に1人と。そして、2040年団塊ジュニアが高齢になった場合には43%を超えるということは、むつ市の人口の半数近くが高齢者と言われる状況になる見通しということでございます。正直私もその2040年になる頃には、その高齢者の中の一人に数えられるような年になってしまうのですが、その数にはちょっとびっくりしております。高齢化社会への対応は急務であると感じております。

続きまして、2点目の高齢者の就職及び所得の確保についてでございますが、県としっかりと連携を取っていただき、高齢者の方の働く意欲をしっかりサポートしていただきたいとお願いを申し上げます。

続きまして、3項目めの高齢者の学習・社会参加の推進についてですが、ご答弁いただいた内容を鑑みますと、第二の人生設計にも生涯学習が寄与する部分はたくさんあると思われま。まだまだ元気な高齢者の方がいらっしゃいます。この新しい高齢者観や価値観を広げるのが生涯学習の大きな役割の一つではあると思います。地域、とりわけ世代間の交流や理解が必要とも考えます。

そこで再質問させていただきます。小・中学校の児童・生徒が高齢化社会の課題や高齢者に対する理解を深め、高齢者の抱える悩みや苦勞を共感することが必要と考えますが、学校教育の現場ではどのような取組をしているのか、お伺いさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答えいたします。

各学校の取組を紹介いたしますと、例えば道德では高齢者との関わりを題材として、思いやりや感謝の気持ちについて考えさせる授業がありま

す。また、総合的な学習の時間において介護施設等を訪問し、お年寄りとの触れ合い体験を実施している学校もあります。

こうした学習や体験を通して、相手の立場に立って考えたり高齢者のために自分ができることを考えたりするきっかけとしております。また、学校によっては、子供たちが認知症サポーター養成講座を受講し、認知症サポート団体として認定されている学校もあります。

このように、各学校においては、高齢者とともに生きる社会を構成する一員としての自らの在り方について、発達段階に応じて指導しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 15番。

○15番（佐藤広政） ありがとうございます。

ともかく共通理解というのがとても重要なポイントになるとは思いますので、ただコロナ禍の中ではありますが、ぜひ取組は続けていただきたいとお願いを申し上げます。

続きまして、4点目の高齢者の生活環境整備についてでございます。今回の交付された「AGEHA」の対象者に関してですが、約21%ということで、開始されてからの4か月間で1万4,000人以上の利用となっております。1日平均1人7.5回の利用となるわけですが、利便性が向上すれば、利用者、交付者が増えるのではないかとと思うのですが、そこで再質問をさせていただきます。公共交通の利便性向上として、どのような取組を行っているのかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） お答えいたします。

公共交通の利便性向上のための取組についてでございますが、各交通事業者とは定期的に状況の確認や意見交換を行っております。望ましい公共交通の在り方につきまして協議のほうを行っております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 15番。

○15番（佐藤広政） ありがとうございます。ぜひ利便性というものを念頭に置いて、今後も協議を続けていただければと思いますが。

そこでもう一つ、「AGEHA」のことにに関して質問させていただきたいのですが、「AGEHA」の適用者以外での公共交通の利用者としては、高齢による運転免許証の返納者も含まれるのではないかと思います。公共交通の整備とともに買物難民、交通弱者の問題も同時に考えていかなければならないのではないかと考えますが、市として運転免許証の返納者に対してどのような対応、対策を講じているのか、ご見解をお願いいたします。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） お答えいたします。

運転免許証を自主返納される方につきましては、その多くが高齢者であり、その後の移動手段等で不安を感じられているものと認識をしております。そのような方への支援といたしましては、下北地域公共交通総合連携協議会では、運転免許証を返納し、運転経歴証明書を取得された方を対象に5,000円を上限に路線バスの切符または定期券の購入費用の助成を行っております。

また、民間企業による支援といたしましては、青森県警察が公表しております運転免許自主返納者支援協賛店によりますと、一部の業者に限定はされますが、タクシー会社による料金の割引やホームセンターによる宅配サービスなどが市内で実施されております。

○議長（大瀧次男） 15番。

○15番（佐藤広政） ありがとうございます。ともかく一番は、利用する方の利便性が大事になると思います。民間等での支援を含めた形で周知等をよろしく願い申し上げます。

続きまして、5点目の認知症高齢者の支援についてでございます。認知症への理解度が非常に大切ではありますが、安心安全の確保を担保することが大切になりますので、今後もよろしくお願ひ申し上げます。

ここで、ご答弁をいただいたものを総合的に見ますと、各課にまたがっております。そこで、最後の質問とさせていただきます。市役所の組織においても縦割りで考えるのではなく、各課横断的な考えに基づき高齢化社会を乗り切る必要があると感じております。高齢者政策を推進する総合的な窓口の設置のお考えはあるでしょうか、お願ひいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まさにそのとおりでありまして、縦割りで物事を考えていくとなかなかうまくいかないことがよくあると。そして、今日の答弁も各部から答弁をさせていただきました。ただ、1つ1つの答弁は高齢者への配慮という観点から誠意を持ってお答えさせていただいたつもりであります。むつ市としては、その窓口の設置ということに関しては部長からの答弁になりますけれども、私としては常に高齢者の皆さんにあらゆる分野で配慮して、これからは政策の推進に努めていきたいと、このように考えてございます。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

市では、高齢者の皆様の総合相談窓口として福祉部に地域包括支援センターを設置し、様々な相談に対応しております。一方、高齢化の進行等により、高齢者の皆様を取り巻く課題は介護や福祉といった分野にとどまらず、医療、健康づくり、公共交通、防犯、防災等多岐に及んでおり、高齢者政策につきましては、市全体で推進すべきものと認識しております。そのため、特定の一つの部

局が政策を推進するのではなく、各部局が所管する施策の中で高齢化についてしっかりと検討し、課題に応じて部局を横断し、連携することが大変重要であると考えております。

ご提案のありました高齢者政策を推進する総合的な窓口の設置につきましては、地域の実情等を踏まえて取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 15番。

○15番（佐藤広政） ありがとうございます。市長のほうからも力強いお言葉をいただきました。ぜひとも前向きにご検討いただきますよう要望させていただきます。

高齢者を地域社会の担い手として活用する視点が重要になってくるのではないかと思います。長い人生の中で培ってきた豊かな知識と経験を有する高齢者の皆様は、有益な社会資源であり、高齢者の社会参画、社会貢献を施すことにより、地域社会の活性化につながるという積極的な面も有していると思います。

高齢者の皆さんは、大半が元気な高齢者であり、これまでのような社会的な弱者として保護される人との見方から、人生の第1ステージを終了し、第2のステージに立ち、社会の一員として、地域社会を支える人として見方を変える必要が生じてきていると思います。このような課題を解決していくためには、これからの課題を高齢者だけのものではなく、若者を含め長寿社会に生きるべく全ての世代にわたる課題であることを認識しつつ、新たな価値観の創造や社会システムの見直しが必要だと感じております。ぜひとも「笑顔かがやく希望のまち むつ」で全世代が笑顔になっていただくよう手厚い、そして高齢者の立場になっての施策をお願い申し上げます。

最後に、この言葉で終わらせていただきます。

「老いたるを敬うは父のごとし」。ありがとうご

ございました。

○議長（大瀧次男） これで、佐藤広政議員の質問を終わります。

ここで、午前10時40分まで暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎杉浦弘樹議員

○議長（大瀧次男） 次は、杉浦弘樹議員の登壇を求めます。3番杉浦弘樹議員。

（3番 杉浦弘樹議員登壇）

○3番（杉浦弘樹） 3番杉浦弘樹です。むつ市議会第251回定例会において、通告どおり1項目4点について一般質問を行います。市長並びに理事者各位におかれましては、誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

除排雪体制についてお伺いします。今冬の雪国は、昨冬同様に積雪が非常に多い冬でありました。特に北陸地方は社会活動が一時的に麻痺するほどの大雪のニュースが数回報道され、市民生活に大きく影響するなど、冬の厳しさを痛感することが多いシーズンでありました。むつ市でも2年連続となる豪雪対策本部が設置され、昨年同様、数回にわたり除排雪予算追加の専決処分となりました。今年も降り積もる雪で市職員と除排雪委託業者の方々は、連日昼夜問わずの除排雪作業に対応し、非常に苦勞されたことと思います。特に西通り地区の今冬は、昨冬と比較しても積雪が多い期間が長く、12月下旬から2月上旬まで長い期間積雪が多い時期が続き、地域の皆様は雪に苦勞した冬であったものと思われま

す。そのような中、雪が降ると市民から、雪による

相談等が多く市に寄せられると思います。もちろん私のところにも市民からの雪による相談が数多く寄せられました。除雪による自宅前の寄せ雪の相談や降雪による除雪車の出動要請など様々ありました。

除排雪は、冬の期間の円滑な社会活動を行う上で非常に重要であり、また市民のニーズに対応した除排雪を行わなければならないものと考えます。今期の冬は、ほぼ終わりにりましたが、市では来シーズンの冬に向け、市民からの相談内容を精査し、少しでも雪による相談を減らすことが重要と考えます。

そこで、4点質問いたします。1点目は、除排雪業務に参入を希望する事業者への周知についてお伺いいたします。

2点目は、除雪の出動基準についてお伺いいたします。

3点目は、気温上昇による雪解けの際の除雪体制についてお伺いします。

4点目は、除雪技術向上に向けた取組についてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 杉浦議員のご質問にお答えいたします。

除排雪体制についてのご質問についてですが、今冬の除排雪経費については、既に予算を大幅に上回る6億7,000万円を使用しております。降雪の状況も、市内各地で平成29年以来の大雪となりました。むつ市としては、現場パトロールや除排雪に当たる業者とのコミュニケーションを通じて、適切、丁寧に除排雪を実施してまいりました。今後も、また来シーズンに向けて、より一層効率的、効果的に除排雪ができるよう取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、具体的なご質問の答弁につきましては、担当部長からとさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） 除排雪体制についてのご質問の1点目、除排雪業務に参入を希望する事業者への周知についてにお答えいたします。

当市の道路除排雪については、総延長474.3キロメートルに及ぶ市道や生活道路の通行の安全を確保するため、安定的で効率的な実施体制が必要となりますことから、委託業者については道路維持作業を担う建設業法の許可を有する事業者を中心に、除排雪業務の受注を希望しているむつ市指名競争入札参加有資格者の中から、除雪機械等の保有状況や従事者体制等を勘案して選定しております。

除排雪業務の確実な実施体制の維持には、継続性も重要な要件の一つと考えておりますことから、現在参入希望者を公募する状況にありませんが、新規に参入を希望する場合は、土木維持課または分庁舎市民生活課へご相談いただきたいと思います。

次に、ご質問の2点目、除雪の出動基準についてであります。市の出動基準は、降雪量10センチメートル以上を基準としておりますが、気象情報等により降雪が続くと予想される場合や、地吹雪等で交通に支障を及ぼすと判断される場合には、降雪量にかかわらず状況に応じて出動を指示しております。

次に、ご質問の3点目、気温上昇による雪解けの際の除雪体制についてであります。交通環境に著しい悪化が予想される際には、市内パトロールを強化するほか、市民の皆様や除排雪委託業者からの情報提供により現場を確認し、通行が困難と判断される場合には、除雪を指示する体制を取っております。

次に、ご質問の4点目、除雪技術向上に向けた

取組についてにお答えいたします。市では、シーズン終了後、次年度に向けて各ブロック班長との除排雪会議及び全業者を対象とした全体会議を開催し、問題点を洗い出し、相互に共通認識を持って除排雪作業の改善を図っております。市民の皆様から要望や相談が寄せられた場合には、その都度受託者と情報を共有し、適宜対応しております。

また、下北建設業協会様のご協力をいただき、オペレーターを対象とした技術講習会や除雪勉強会、交通誘導員講習会等を開催し、技術面や安全面での技術の向上に努めており、今後も引き続き地域の実情に応じた除排雪業務を実施してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 3番。

○3番（杉浦弘樹） ご答弁ありがとうございます。それでは、1点目について、こちらは要望のほうをさせていただきます。

先ほどの答弁で、いろいろな理由から広く周知はしていないということでしたので、除排雪委託に関して、委託業者は一者でも多いほうが、何かあった場合リスクを回避することができる可能性が高いと考えられるので、新規参入を希望する方々がいた場合には、担当課では、やっていると思いますけれども、ぜひ丁寧に対応していただくよう要望して、2点目の再質問に移ります。

除雪の出動基準についてですが、先ほどご説明がありました。こちら私に寄せられる相談の内容でよくあることなのですけれども、パトロールをする際に、雪が降っていない場合や、さほど積もっていないことで除雪車は出動しないと。ただ、夜中に雪がたくさん降ってきて、朝になったとき10センチ以上積もっている、そういったケースがあるのですが、そういった場合、日中の除雪車の出動とかは、市民からの要望であれば出ることはあるのでしょうか。そちらのほうをお聞きます。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） 除雪を指示する際に、どうしても前日の夜、午前零時までには除雪の指示を出すと。その後未明から早朝にかけて雪が降る積もると。これは、今年もそういう状況が多くなりました。そこの状況については、もし雪の状況または雪質等により交通状況が非常に厳しい場合には、安全面に問題がなければ、その部分だけの日中の除雪ということも今年度行っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 3番。

○3番（杉浦弘樹） これ例えば各庁舎、どうしても西通り地区のほうが雪が多いので、庁舎の方々が出勤した場合に、除雪が夜入らなかつた、それで朝積もっているなというふうなことで、自主的なパトロールをして除雪を入れるというふうなことはするのかもしれないか、そちらのほうをお聞きしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） 除雪の判断については、先ほど基準を申し上げましたが、10センチ降ったから必ず除雪をするものではありません。道路の状況で、交通に支障が出ると考えられる場合に行います。これは、各庁舎も市民の皆様からの相談や、また状況を自ら確認をした上、または委託業者からの情報により、その状況を判断します。その上で対応しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 3番。

○3番（杉浦弘樹） 分かりました。市民のほうから相談あった場合は、ぜひ適切に対応していただきたいと思います。

それでは3点目、気温上昇による雪解けの際の除雪体制について再質問をします。先ほど答弁されておりましたが、これは各庁舎でも対応は同じなのか、そちらのほうをお聞きしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） 各庁舎ともに、対応は同じとなっております。

○議長（大瀧次男） 3番。

○3番（杉浦弘樹） 休日の際も同じなのか、そちらのほうもお聞きしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） 休日の際も同じ対応を取っております。また、夜間、休日に当たっては、状況によって直接職員が出ている場合と、あとは当直等から連絡を受けられるように24時間の体制で当番制を取っております。

○議長（大瀧次男） 3番。

○3番（杉浦弘樹） こちら実際に私が住んでいる脇野沢地区であったことなのですが、1月8日、9日、10日、これ3連休だったので、9日に成人式がありました。実はこの日、8日の夜、気温が高くて、マイナスになりませんでした。最低気温が大体2度ほどあったのですが、このとき、前の日も雪が降っておりましたので、圧雪の中で気温が上がったので、道路のほうはどうしても軟らかくなってしまっていて、非常に走りづらい状況となっておりました。この日の夜なので、西通り地区、脇野沢に関しては国道のほうは入ったのですが、市道に関しては、夜除雪が入らなかつたのです。

実は8日、私ちょっと所用で、夜遅くむつ市内のほうから脇野沢のほうに戻ってきたのですが、その際宿野部から私の自宅まで、国道、市道も含めて非常に道路が走りづらい状況で、通常走っていても、もうハンドルが取られて、時速20キロとかそのくらいしか出ないような形の道路状況でした。8日の夜、除雪車が出るのかなと思いきや、国道のほうは出た。市道のほうは出なかつた。

9日の日中も、この日、気温が高かつたのです。9日、出るのかなと思っていても、除雪車が出なかつたので、私昼頃、脇野沢庁舎のほうに、脇野

沢の本村全域の道路状況が悪いと。何かあったときに、これまづいのではないのかというので、聞きに行ったところ、休みだったものですから、この日。当直の方から、「苦情は来ている」というふうな話はされていたのですが、それ以上何も言わなかったので、「庁舎の職員出ていないのか」というふうな形で聞いたら、その日ちょうど脇野沢地区、能舞がありまして、その能舞に対応する管理課の職員が出ていたのですけれども、その方だけで、そのほか職員はいなかったというふうなことで。

ただ、道路の雪がどうしても軟らかくなってしまって走りづらい状態を解消するためには、やはり気温が高いときにやらないと、除雪しないといけないので、9日の日中にやったほうがいいなということで、当時脇野沢の管理課長のほうに連絡して、パトロールをして、結局除雪が入ったのが9日の夜だったのです。ところが、9日の夜、もう気温がマイナスになって、雪が固まってしまって、除雪したのだけれども、私が見る限りだと、なかなか思うような効率的な除雪ができなかったような形がありました。なので、やはりできるだけこういった気温が高いときに除雪ができる体制というふうなのを整えていただきたいと思っています。

そして、当時9日に私が行ったときに、庁舎のほうには担当者がいなかったと。なので、今後できるだけ早い対応をするために、各庁舎のほう、人員とか増やしてほしいなと思っているのですが、その辺については対応可能かどうかお聞きします。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） お答えいたします。

まず冬期間、特に雪が降る間に気温の上昇等変動があった場合、道路の状況が悪化する、これは冬の期間当然だと思います。そしてまた、その状

況が確かに車の交通に著しい支障を来す場合というのは、私どもそれ県、市も同じですが、ポイント的に業者を指示して出す場合もあります。

ただ、日中に解けて走りにくい状況だという判断の中で、全てにおいてその除雪を出すか出さないかというのを全体的に見て行きます。なので、道路の環境が悪い場合、これは全市的に、市内も全てそうですが、脇野沢に限らず、やはり大変申し訳ないのですが、除雪の限界というのもありますし、日中に除雪を行うということは、皆さん生活して、その除雪車の付近で活動、行動することになります。私ども道路の環境を守ることも大事ですが、第一に優先しているのは作業の安全、事故を起こさない。そのために夜間の除雪、深夜の除雪を基本としておりますので、この体制等につきましては、同じような考え方で皆様の理解を得ながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、庁舎の人員の配置につきましては、現在苦情等にも対応できる体制となっております。休日庁舎に登庁していないからといって状況が分からないということがないように、当直からは専用の携帯電話を通じて常に情報が入るようになっております。その状況から見れば、今の現況の体制を維持しながら、そういう苦情等における相談については、もし適切でない部分があれば、それは見直してまいります。現在は正常に私ども除雪を行っていると認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 3番。

○3番（杉浦弘樹） 分かりました。ぜひこちらの部分に関しては、どうしても地域的に雪が降るところ、少ないところとありますので、できるだけ多いところの部分の対応は早期にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは4点目、除雪技術向上に向けた取組に

ついて再質問いたします。どうしてもこの相談の部分聞いておきますと、地区的、エリア的に偏りもあることが見受けられます。市のほうでは、相談があった場合、エリア的に相談が多い地区とか少ない地区とか、そういったものとかの統計等は、実際市のほうでは行っているのかどうか、お聞きします。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） 市では、先ほど申し上げましたが、作業の安全を最優先に道路除雪を行っております。

降雪状況、雪質、気象条件等により仕上がりに違いが生じることから、除雪終了後に相談が寄せられた場合には、必要に応じて路線担当業者立会の下、状況の確認を行っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 3番。

○3番（杉浦弘樹） これは人がやるものですから、どうしても差が出てしまうといえますか、ここの地区のこの方がやっている除雪はうまいのだけでも、この地域のこの方がやっているのは、どうしても下まで雪が掘れなくて圧雪状態が続いているよねというふうなことは、相談内容として挙げられてくるところなのですから、そこにおいて技術の向上のところはどうしても必要だというふうに思うのです。

そして、毎年行っている講習のほうなのですが、講習を経て、その次のシーズン、相談内容がどうしても多いエリア、さらにその次のシーズンでもこのエリアはあまり相談内容が減っていないというふうな場合、個別的な技術向上に向けた取組というのが必要なのかなと思うのですが、そういった個別案件の部分に関しての技術向上に向けた取組とか何かはやっておりますでしょうか、お聞きします。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） 除雪の技術ということですが、この仕上がりに関する相談というのは、あくまで個人の主観的なものというふうに考えます。私どもの除雪の基準、そしてオペレーターが行う除雪につきましては、雪質や気象条件等により、その作業に差が出てしまうと、またはその日の状況によっては違うということもあります。なので、その相談内容を私どもは全て把握しておりますので、その状況によって対応させていただいております。

今お話しいただいたような、例えば相談が多いから、その除雪の部分が悪いのかというのは、相談内容によっても大分違うし、また相談が起きたときの雪の降り方や積雪状況によっては、これはやむを得ないものと判断される場合もありますので、私ども、また除雪を担当していただいている業者の方々も、市民の皆様がなるべくご理解が得られるような除雪ということに努めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 3番。

○3番（杉浦弘樹） ありがとうございます。この技術向上に向けた取組は、市のほうでも絶えずしているということなので、できるだけ市民ニーズに合った除雪のほうを心がけていただくよう、指導のほうをよろしくお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（大瀧次男） これで、杉浦弘樹議員の質問を終わります。

ここで、11時15分まで暫時休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎鎌田ちよ子議員

○議長（大瀧次男） 次は、鎌田ちよ子議員の登壇を求めます。11番鎌田ちよ子議員。

（11番 鎌田ちよ子議員登壇）

○11番（鎌田ちよ子） おはようございます。公明党、公明・自由会派の鎌田ちよ子です。

北京五輪、冬季オリンピックにおいて日本選手団は、総メダル数18個という歴代最多を獲得するなど大健闘でございました。また、メダル獲得を予想されながら惜しくも届かなかった選手の皆様も、限界を超えて挑戦する人間力、その戦う姿から大きな感動が伝わり、スポーツを通し、夢と希望、勇気をいただきました。選手の皆様の活躍に対し、心から称賛を送りたいと思います。そして、今パラリンピックが開催中でございます。選手の皆様が存分に力を発揮し、大活躍できるよう応援してまいります。

むつ市議会第251回定例会に当たり、2項目5点にわたりご質問いたします。

質問の1、空き家等の対策についてお尋ねをいたします。今冬の豪雪や暴風雪による空き家の倒壊や損壊により、隣接への影響が心配されます。壊れた木材や金属が暴風雪や季節風により飛散します。5年ごとに実施される総務省統計局の住宅土地統計調査は、住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにする調査であり、平成30年度の調査結果では、居住世帯のない住宅のうち空き家は846万戸と、平成25年と比べ26万戸、3.2%の増加で、空き家率は13.6%で過去最高となり、人口減少と高齢化のスピードも相まって、一貫して右肩上がりが増加が続き、日本各地で空き家の増加が止まりません。

国は、空き家対策特別措置法を施行し、放置された空き家の減少に取り組んでいます。空き家等の対策には、防災安全課、都市計画課、税務課によ

る行政の中での横のつながりと連携が重要と考えます。

1、空き家等対策の推進に関する特別措置法施行後の取組について、2、本市の空き家の現状と、請求先が不明など様々な理由による固定資産税未納件数及び空き家率の推移について、3、特定空き家等対策の現状について、3点お尋ねをいたします。

質問の2、誰もが幸せに暮らすため健康であること、健康寿命の延伸と不健康な期間の短縮と予防は重要な課題でございます。病気になってから治療するのではなく、病気を未然に防ぐ観点からご質問いたします。

2013年に成立した持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律第2条第1項では、健康寿命の延伸により長寿を実現することが重要であることに鑑み、高齢者も若者も健康で年齢等に関わりなく働くことができ、持てる力を最大限に発揮して生きることができる環境の整備等に努める、第4条第3項には、健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進することとあります。

高齢化に伴い患者数の増加が確実視されている病気の一つに帯状疱疹があり、水ぼうそうと同じウイルスが原因で起こる病気です。体の左右どちらか一方に最初はぴりぴり、そしてちくちくと刺すような痛みがあり、その痛みは夜も眠れないほど激しい場合があります。赤い斑点と小さな水膨れが神経に沿って帯状に現れることから帯状疱疹と言われていています。神経が損傷されることで、皮膚の症状が回復した後も痛みが残ることがあり、3か月以上痛みが続くものを帯状疱疹後神経痛PHNと呼びます。PHNは、焼けるような、締めつけるような持続性の痛みや、ずきんずきんとする痛みが特徴で、強烈な痛みにより、50歳以上の2割の方が日常生活に困難を感じ、また帯状疱疹

が現れる部位によって顔面神経麻痺、目の障害、難聴、耳鳴り、目まいなどの後遺症が生ずることも報告されています。

带状疱疹ワクチンについて、厚生労働省より2016年3月に、50歳以上の者に対する带状疱疹の予防として効能効果が追記されました。加えて2020年に使用開始となった不活化ワクチン、シングルリックスは、生ワクチンに比べて予防効果が高く、効果が長時間持続し、がんや膠原病などで免疫が低下している方でも接種できる点が優れていると報告されています。用いられるワクチン2種類のうち、生ワクチンは接種回数が1回で、料金は8,000円です。不活化ワクチンは、2回接種で、1回当たり約2万円、2回の接種で4万円となります。

1、带状疱疹を未然に防ぐワクチン接種と周知についてご所見をお伺いいたします。

次に、带状疱疹の発症率は50歳を境に急激に上昇し、60歳代から80歳代でピークを迎えます。带状疱疹は、誰もが発症するおそれのある病気であり、带状疱疹後神経痛により長期間苦しみ、悩むことがないように予防に取り組むことが大切です。市民は、生涯を通し、元気で充実した生活を送りたいと願われているのではないのでしょうか。高齢化が進む中ではありますが、シニア世代の方々が元気に活躍され、まちづくりの中心的な役割を担っていただいています。

2、病気を未然に防ぐ带状疱疹ワクチン接種への助成についてお尋ねをいたします。

以上、2項目5点にわたり壇上からのご質問といたします。市長並びに理事者の皆様におかれましては、前向きなご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 鎌田議員のご質問にお答え

いたします。

空き家等の対策についてのご質問の1点目、国の空家等対策の推進に関する特別措置法施行後の本市の取組についてであります。平成27年の空家特措法の施行後、市では空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施し、生活環境の保全を図るとともに、空き家等の活用を促進し、地域力の維持に役立てることを目的として、平成30年4月にむつ市空家等対策計画を策定し、同年6月にむつ市空家等の適正管理に関する条例の全部改正を行いました。その後、むつ市空家等対策計画に基づき空き家等の対策を推進するため、むつ市空き家・空き地バンクの開設や、むつ市空き家等利活用推進補助金の創設、空き家の相談窓口や利活用についてのパンフレットの作成を行い、空き家等に関する相談を受けた際には、全国版空き家・空き地バンクへの登録の促進やこれらの制度の登録、活用の促進を進めてまいりました。

また、近隣住民等からの空き家の相談を受けた際には、所有者等に対し、空き家等の適正管理を促す文書等の発送を行っているほか、空き家実態調査の実施、特定空家等判定委員会の開催などを実施しております。

次に、ご質問の2点目及び3点目並びに市民の健康寿命の延伸についてのご質問につきましては、それぞれ担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） 空き家等の対策についてのご質問の2点目、空き家の現状と空き家率の推移についてお答えいたします。

平成29年11月時点の空き家の件数は1,151件でありましたが、令和4年2月24日時点では463件増え1,614件となりました。このうち141件の空き家の固定資産税が未納となっております。令和元年度に居住誘導区域を中心に空き家の実態調査を

実施したことにより件数が大きく増えたほか、毎年30件程度新たな相談が寄せられております。

むつ市の空き家率の推移につきましては、総務省統計局が5年ごとに実施しております住宅土地統計調査によりますと、平成20年が15.2%、平成25年が16.3%、平成30年が18.6%となっており、平成20年から10年間で3.4%の増となっております。

次に、ご質問の3点目、特定空家等対策の現状についてお答えいたします。現在むつ市特定空家等判定委員会により、むつ地区2件、大畑地区1件、合わせて3件が特定空家等として認定されております。現時点で特定空家等として認定されていない物件につきましても、適切な管理がなされずに、今後特定空家等と認定される件数が増加する可能性があることから、市といたしましては、引き続き地域住民の皆様や町内会とも連携し、空き家等の情報収集を行うとともに、倒壊等の危険が高くなる前に空き家等の所有者等へ必要な措置を適切に講じられるよう促してまいります。

また、特定空家等として指定された物件等につきましても、助言、指導、勧告等適切に措置を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） 市民の健康寿命の延伸についてのご質問の1点目、带状疱疹を未然に防ぐワクチン接種と周知について及びご質問の2点目、带状疱疹ワクチン接種への助成につきましては、関連がありますので、一括してお答えさせていただきます。

まず、带状疱疹についてであります。これは水痘带状疱疹ウイルス、いわゆる水ぼうそうのウイルスによって、顔面等神経が多く集まる部位に痛みを伴う水疱が出現する疾患で、80歳に至るまで3人に1人が発症すると推定され、日常生活に

支障を来すこともあるとされております。また、この疾患に有効な带状疱疹ワクチンに係る接種費用につきましては、他の予防接種費用と比較し、高額な自己負担を伴うものもあります。こうしたことから、現在国の厚生科学審議会において带状疱疹ワクチンの接種を定期予防接種とするかどうかについて検討がなされております。

市といたしましては、こうした国の動向を踏まえ、今後このワクチン接種が定期予防接種となる時期を待って、これに係る助成を含め、他の予防接種と併せ、ホームページ等で情報発信することとしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 11番。

○11番（鎌田ちよ子） 2項目にわたる丁寧なご答弁、ありがとうございます。再質問させていただきます。

空き家等の数字は、先ほどいただきました。この空き家を危険家屋にしない有効活用の取組についてお尋ねをいたします。空き家という建物が長い間管理、利用されない状況が続くことで劣化が進行し、危険家屋になる可能性が高くなります。安全な状態で利活用することは危険家屋発生の抑制策につながります。

お隣の東通村は、新年度、空き家バンク制度として、空き家を活用した独自の移住促進策に取り組めます。持ち主から空き家の寄附を受け、移住希望者に無償で住んでもらい、持ち主は固定資産税や住民税など節税につながるメリットがあります。村外からの移住希望者を対象とし、住める期間は5年単位となり、何度でも更新が可能だそうでございます。家賃や住宅ローンの心配がなく、自由にまたリフォームができ、退居時には原状回復の必要がないということで、画期的な空き家対策です。

空き家をこのような有効活用した、またそれを

移住促進、定住に結びつける、こういうような対策について、むつ市としてはどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

まず、市では定住自立圏共生ビジョンやむつ市総合戦略等におきまして、移住、定住の促進の一つとして空き家対策を掲げ、むつ市空き家・空き地バンクの創設等利活用の取組を推進しております。ご紹介いただきました自治体で空き家等を購入し、利活用する事例につきましては、人口減少対策として一定の効果があるものと認識しております。一方で、居住者や利用者が決まるまでの維持管理の問題等もありますことから、ご紹介いただきました事例、また他の自治体の取組事例を参考とし、引き続き空き家等の有効活用について研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 11番。

○11番（鎌田ちよ子） むつ市はむつ市なりの政策というか、それもよく分かっております。今回私が空き家対策についての質問に至った経緯についてでございますが、ここ2年ほどの間に空き家に関した3件の市民相談を受けました。

1件目は、ご主人が亡くなり、ご自身も病気で余命を告知された実子がない高齢の女性でした。自分が亡くなった後、自宅と広い土地が草に覆われることを心配され、市に寄贈したいというご相談で、担当課に相談しましたが、本市ではそのような制度はないという返事で、現場を確認してもらうこともできませんでした。

2件目ですが、同じくご主人を亡くし、実子がない高齢の女性で、熱中症で緊急搬送され、大事には至りませんでした。兄弟から、元気なうちに早く自宅を整理して市営住宅や借家に転居なさいと言われ、心配になったというご相談でした。

3件目は、ご主人が亡き後、高齢になり、施設で亡くなり、県外在住の身元引受人の長男から、弟2人も亡くなっていて、両親の思いがあり、このままの状態を引き受けてくれる相続人であるおいやめいに全てをこのままの状態で譲り、住んでもらいたいと相談したが、どなたも手を挙げる人がなかったということで、やむなくこの家は整理をすることになるのではというご相談でした。

このようなご相談の中から、皆さんの、この家に対する思いをひしひしと感じた次第です。

我が家というのは、全ての思い出が詰まった空き家ではなく我が家なのです。このような状況がありまして、むつ市としてもこの大切な我が家である空き家を政策として生かしていく、そういうすべはないものかという思いで今回質問させていただきました。

また、2月1日開催の豪雪対策本部の会議におきまして、都市整備部長から、狭い道路を除雪する場合、どうしても一時的な雪寄せ場が必要で、堆雪場は市内全域で不足していると、そのように報告もございました。この空き家と空き地が今後いろいろな場面で市民生活に大きなウエートを持っていくのではないかと考える次第でございます。この積極的な利用につきまして、宮下市長の思いも含めまして、今後の市の考え方もお伺いしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

先ほどの東通村の空き家バンクの制度というのを初めて私も伺いましたが、大変優れた制度だなというふうに感心して聞いていました。ただ、若干状況が違うのは、我々は東通村と比べて財政というのは非常に厳しい状況にあるということがまずあります。

そうした中で、先ほどの制度で1つ疑問に思うのが、それでは最終的にどうするのだろうかとい

うことなのです。解体となったときに、あるいはそれを村が負担するということになってしまえば、公共事業での解体というのは非常にお金がかかるとというのが一般的な課題ですから、そこは私は少し疑問に思いましたが、それ以外の空き家を活用して移住を促進して、しかもその原状回復の義務は要らないというところまではすばらしい制度を東通村は構築したなというふうに思いました。

今のご質問へのお答えということなのですが、現状の課題を整理すると、まず1つは、先ほど鎌田議員がおっしゃっていただいたとおり、我が家と空き家というのはすごく差があるのです。つまり私たちが空き家だ、特定空き家だと、こんなもの地域の公衆衛生上よくないから壊したいと思っても、それというのは財産なので、それがまず手をつけられないというのが1つあるわけです。

そういう課題をどう乗り越えていくかということが大事で、1つだけ8年間で解決した例があって、それは第一田名部小学校の下のところにあった特定空き家です。これは、ただあれ1件やるのにも5年かかりました、正直申し上げて。5年かかってやっと1件できたという状況ですので、そう簡単に特定空き家の撤去というものが公の私たちの力でもできないというのがまず1つあります。

一方で、特定空き家までに至らなくても様々な空き家が今市内にはあって、およそもう16%ぐらいが空き家だというふうにも言われています。そうした空き家の利活用の方法については、これはしっかり考えていかなければいけないというふうに思いますし、また移住、定住の種にしたいというふうには考えているのですが、ただそうはいつでも、それぞれのやっぱり財産であるということが前提になり、最後どうするかという問題が解決されない限りは、なかなか一歩踏み出せないというのが現状にあるということなのです。

はっきり申し上げて、そういうふうな形で私たちが空き家のほうに公的な助成をしたり移住や定住を促進したりするための施設として活用するとしても、本当に最後どうするかです。引き受けてしまうと、その時点で財産であると同時に負債になってしまうので、私たちにとっては。その問題が解決できない限りは、なかなかちよつとこも前に進めないなというふうには考えております。

ただ、今日は東通村の事例も含めてご示唆をいただいたと思いますので、今後もそうしたご意見を参考にしながら取り組んでいきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（大瀧次男） 11番。

○11番（鎌田ちよ子） 東通村の件に関しては、老部地区というところにターゲットを絞って、そこは全て上下水道も、また一番人口が多い地域で、地域の方の協力とかそういうところもあるので、そこに築30年から40年ぐらいの空き家となる家をこういう形で進めていきたいという、そういう新たな政策ですということで話を伺いました。

空き家に関しては、いろんな個々の事情がありますので、市の政策に転換するということはなかなか難しいところも私も承知しておりますが、今住んでいる一人一人市民の思いに何かの形で市に残したいというか、そういう思いは強く思いましたので、今回こういうご質問をさせていただきました。

質問の2に移らせていただきます。帯状疱疹につきまして、厄介な点は、そのウイルスが、皆さんほぼ100%キャリアであるということでございます。今回広報むつ8月号で、昨年ですけれども、子宮頸がんワクチンについて、むつ総合病院の石原先生、ドクターが原因、予防、ワクチンの効能、またワクチンの副反応等詳しく説明され、それを読んだ方から問合せがありました。広報につま

して、带状疱疹につきましても、こういう形であれば市民の皆様が広く带状疱疹ワクチンについて、特集記事を組むことによって周知し、またその病気の予防のために、自己負担でもワクチンにつながるのではないかと思うところです。再質問させていただきます。

- 議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。
- 健康づくり推進部長（中村智郎） お答えいたします。

带状疱疹の予防の周知ということでございますけれども、带状疱疹は加齢やストレス、糖尿病、がんなどで免疫力が低下すると、こういったウイルスが活動を再開して引き起こされる疾患であるということだというふうに考えてございます。こういった予防につきましては、食事のバランスに気をつけるとか、睡眠をきちんと取るなど、日常生活の体調管理を心がけることだというふうに考えておまして、ただいまの質問を受けまして、市といたしましては、こういった内容をホームページ等で情報発信並びにワクチンの副反応とか、ワクチンの定期予防接種化に向けた情報提供も進めさせていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

- 議長（大瀧次男） 11番。
- 11番（鎌田ちよ子） 周知方よろしくお願ひします。

带状疱疹につきましては、私は50代前半で、带状疱疹という自覚がなくて、右側後頭部に大変鋭い、剣山を刺されるような痛みで、脳外科を受診し、首からの痛みと言われて、1か月後、皮膚科を受診したときに、これは带状疱疹と言われてショックを受けた経験があって、個人医院でワクチンの貼り紙を見て、私は生ワクチンを自己負担で接種いたしました。だから、そういう予防ということで、やはりワクチンやってからは、免疫がちょっと低下みでも痛みはなくなりましたので、自

分の体験としてはワクチンの効果があります。

申合せの時間がありますので、一般質問はこれで終わらせていただきます。

今定例会を最後に退職されます職員の皆様に申し上げます。これまで果たしてこられました職務と使命に深く感謝とお礼を申し上げます。今後ともご健健で、さらなる本市発展にお力をいただければ幸いです。ありがとうございました。

- 議長（大瀧次男） これで、鎌田ちよ子議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前 1 時 4 4 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

- 議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎佐賀英生議員

- 議長（大瀧次男） 次は、佐賀英生議員の登壇を求めます。6番佐賀英生議員。

（6番 佐賀英生議員登壇）

- 6番（佐賀英生） こんにちは。6番、市誠クラブの佐賀英生でございます。むつ市議会第251回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問いたします。理事者各位の前向きな答弁をよろしくお願ひいたします。

Not long ago there was tyrant named Vladimir Putin, 早くそんな日が来るように祈っています。ウクライナ情勢のニュースを耳にするたびに憤りを感じているのは、私だけではないと思います。いや、大多数の人が、そう思っているはずで。21世紀の現在において、大国が侵略戦争を起こすなど、誰が予想していたでしょうか。いや、そんな鬼畜にも劣る蛮行をする動物界脊椎

動物門哺乳綱霊長目ヒト科ヒト属ヒト種がいたかと思うと、ぞっといたします。連日のようにメディアで放送され、情報統制されている国外は、怒髪天をつくがごとく憤っていることでしょう。あわせて、自国には情報統制をしき、他国のメディアを排除するがごとく国会で軍に関する偽情報を拡散した場合の罰則法案を2日で可決するなど、国ぐるみでの蛮行を行っております。約束事にしても、呼吸をするがごとくうそをつき、世界中から失笑されていることを自覚すべきだと思います。一日も早く愚かな行為を恥じて終戦に持ち込むことを願ってやみません。

ということで、3項目6点について質問いたします。

まず、1項目めの教育行政についてお伺いいたします。文部科学省は、昨年8月、小学校6年生と中学3年生を対象として5月に実施した全国学力・学習状況調査の結果を公表しました。青森県は、小学6年生が国語で例年どおり上位の3位となり、中学3年生は6位と健闘しております。青森県教育委員会は、今後詳細な分析を行い、さらなる確かな学力の定着を目指すと述べております。このコロナ禍の中でも、しっかりとした教育を施している教師の皆さんに敬意を表したいと思います。

人口減少著しい青森県ですが、しっかりと学習し、いずれは帰ってきて、むつ市をはじめ各所において活躍してもらわんことを切に願うばかりであります。

以上のことを踏まえ質問いたします。

1点目として、正答率の結果について、教育長の見解はどうか。

2点目として、新型コロナウイルスに係る影響はあるのか。

3点目として、授業時間は例年どおり確保されていたのか。

以上、3点について教育長にお伺いいたします。

次に、2項目めの学校における防災（津波）対策についてお伺いいたします。前々回の一般質問で大畑小学校の避難道について質問いたしました。昨年5月27日には、青森県は津波防災マップを公表しましたので、正津川小学校を主体に市内小・中学校の避難対策について質問いたします。

必ず来ると言われている巨大地震に備え、全国で防災マップを作成しておりますが、本市としては東方沖、浦河、千島海溝沿いの巨大地震がそれに当たると考えられます。ここ一、二年の頻発地震が学者の間では予兆ではないかと言われております。

東日本大震災前に東北で起きていた現象は、プレート境界の大きな引っかけり（すべり欠損）だそうです。引っかけりとは、本来は陸側プレートに滑って入る太平洋プレートが入ってこない状態で、ここでずっと滑ると地震が起きるというシステムだそうです。東方沖の引っかけりは、3.11のときに解消されたとのことですが、東方沖とともに大きな引っかけりがあるとされているのが道東沖の千島海溝だそうです。特に千島沖の引っかけりは大きく、超巨大地震が起こる可能性が高いということでもあります。

東日本大震災の例を見ても分かる通り、津波が伴うとのこと。東日本大震災以上に気をつけなければなりません。必ず来るとされている地震と津波に備え、避難対策が急がれることと思います。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

1点目として、正津川小学校の避難対策について。

2点目として、田名部中学校及び周辺校並びに大湊小学校の避難対策について。

以上、2点につきまして、市長、教育長にお伺いをいたします。

次に、3項目めの大間原子力発電所に係るオフ

サイトセンターについてお伺いいたします。
2018年（平成30年）8月10日、青森県は大間原子力発電所で事故が起きた場合の対応拠点となるオフサイトセンターを大畑地区の旧田名部高校大畑校舎の敷地に決めたと発表がありました。オフサイトセンターについては、隣接する風間浦村、佐井村が誘致を目指しており、大間原子力発電所から26キロメートルという距離、約4万9,900平方メートルの広大な敷地、アクセス性、インフラ整備の状況などを総合的に評価し、当該地区に決定したとのこととです。

オフサイトセンターは、事故のときには国や自治体、事業者などが応急対応や情報収集の拠点となる重要な場所です。県の発表以来、全くその後の状況が発表されておりません。おおむね予想はつきませんが、現在の状況と今後について市長にお伺いをいたします。

以上、壇上よりの質問とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 佐賀議員のご質問にお答えいたします。

学校における防災対策についてのご質問の1点目、正津川小学校の避難対策についてであります。令和3年3月に青森県が公表した新たな津波の浸水想定により、正津川地区は地震発生後の津波影響開始時間が5分、第1波到達時間が35分、また第1波が最大波となっており、正津川小学校は最大5.9メートルの浸水想定から避難の初動態勢が非常に重要である施設であります。同校は、今回の公表以前から津波の浸水想定区域内に位置しており、同年4月に避難訓練を実施し、新たな津波の浸水想定に基づき、津波の発生時における防災体制や訓練の実施に関する事項を定めた避難確保計画を見直し、4月に計画を更新しております。

当該計画に定めた避難方法につきましては、学校から立ち退く水平避難では、国道279号大畑バイパス沿いのスミダ電機株式会社青森工場を第1避難所、大畑中学校を第2避難所とし、徒歩または車両による避難とされております。実際の避難訓練では、小学校からスミダ電機株式会社まで、全校児童及び職員が退避に要した時間が約25分とお伺いしており、第1波到達時間の35分よりも早く避難はできるものの、様々な気象条件等を想定いたしますと、時間的な余裕はないものと認識しております。

今後児童・生徒を守ることを最優先とし、児童が安全かつスムーズに避難できるよう、ハード、ソフトの取り得る手段を尽くした総合的な対策を講じてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、田名部中学校及び周辺並びに大湊小学校の避難対策についてであります。先ほどの正津川小学校と同様に、新たに津波の浸水想定区域内に位置する田名部中学校と周辺の苫生小学校、第三田名部小学校においても避難確保計画を作成済みであり、作成した計画に沿って避難訓練を実施しております。

各学校における避難方法は、それぞれの実情に合わせて計画しており、今後においては定期的に避難訓練を実施するほか、必要に応じて計画の見直しを行ってまいります。

また、大湊小学校におきましては、県からの詳細な図面を確認した結果、同校が浸水想定区域内であることが判明したことから、現在避難確保計画を作成中であります。

その他の沿岸部に所在する学校につきましては、津波の浸水想定区域にかかわらず津波のおそれがある場合には、市の津波防災マップ等を活用し、より遠く、より高い場所へ迅速に避難するよう指導してまいりますので、ご理解を賜りたいと

存じます。

次に、大間原子力発電所に係るオフサイトセンターについてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 佐賀議員の教育行政についての本年度の全国学力・学習状況調査の正答率に関してのご質問にお答えいたします。

まず、本年度の全国学力・学習状況調査の正答率の結果に関してであります。本市は小・中学校ともに全国平均、県平均を上回っているか、ほぼ同程度であり、全国の中でも上位に位置する結果でありました。また、これまでと比較して記述式問題の無回答率が減少し、正答率が高くなっているという成果が見られております。このようなことから、本市の児童・生徒には日々の授業を通して知識、技能を活用する力や、自分の考えを言葉で表現する一定の力が身につけてきているものと評価しております。

一方で、文書の要旨や要点を捉えて読んだり、根拠を明確にして判断したりすることに課題が見られました。あわせて、一昨年度の調査では、小・中学校ともに県平均を下回ったこと及び今年度の県学習状況調査の結果が芳しくなかったことなどから、毎年度どの調査でも安定して高い定着度を示すことができるよう、さらに指導の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルスに係る影響についてであります。小・中学校ともに全国平均、県平均を大きく下回る教科がなかったことから、本市全体としての正答率に影響はなかったものと判断しております。

次に、昨年度の授業時間についてであります。年度当初に一斉休校があったものの、ほぼ全ての小・中学校において文部科学省が定めている標準

授業時数を確保することができたとの報告を受けておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） 大間原子力発電所に係るオフサイトセンターについてのご質問にお答えいたします。

大間原子力発電所に係るオフサイトセンターの整備につきましては、実施主体は青森県であります。大間原子力発電所は、原子力規制委員会による新規制基準の適合性に係る審査が継続しており、青森県からは今後審査の状況を踏まえ、オフサイトセンターの整備に係るスケジュール等を国と協議しながら適切に判断していくと伺っております。

市といたしましても、大間原子力発電所の状況及び国・県の動向等を注視してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 6番。

○6番（佐賀英生） 答弁をいただきました。ちょっと順番が前後するかもしれませんが、お教え願いたいと思います。

まず、オフサイトセンターについてなのですが、県のほうの部分なものですから、県から来るまでは分からないというのは、これは承知しておりました。

そこで、2点ほど再質問させていただきたいのですが、たまたまなのでしょうけれども、関根橋地区に行くまでの道路が、何年かで整備されたような感じがするのですけれども、あれはオフサイトセンターに関係なく、たまたま重なったと思うのですが、そのほかオフサイトセンターに係る当市がしなければならないとか、もしくはやろうと思っている環境整備のものというのはありますでしょうか。まず第1点、お伺いします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

オフサイトセンターへ向かう国道279号は、新たな津波の浸水想定区域を通っております。市といたしましても、関係市町村と連携し、災害時における避難道の整備という観点からも、引き続き国・県に対しまして、国道279号のバイパス化等を要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 6番。

○6番（佐賀英生） 分かりました。

それと2点目なのですが、まず県から来ないと決まらないということなのですが、もっと言えば、大間原子力発電所がやらないと、もしくはある程度までいかないと、このオフサイトセンターはできないと理解してよろしいのでしょうか。それだけちょっと教えていただきたいのですが、それでも。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 我々としては、そういうふうに認識しています。要するに操業開始に合わせてオフサイトセンターというのはできるというふうに考えています。

○議長（大瀧次男） 6番。

○6番（佐賀英生） 分かりました。ありがとうございます。適宜、都度都度県のほうから情報がありましたらお教え願いたいと思います。

それと、教育行政のほうなのですが、かなり成績がいいということではなっているわけですが、一部それに関連したものを見させていただきました。国語の力が、若干読み取るのがと言ったのですが、ゲームをやっている時間も子供たちの調査が出ていたのですが、正答率の小学校の部分だけ言わせていただければ、ゲームを4時間以上やっている子の正答率は54.8%だと、やっていない子は74.7%だと、そういうデータが出まして、おお、そうなのかと思ったのですが、これについて、当市はそれに該当する

のかどうかは別として、教育長はゲームをやっているもの、もしくはやっていなくて成績がこういう数字で出ているということに対してどのように思っていますでしょうか。まず、そこだけお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答え申し上げます。

議員がご指摘くださいましたように、各種調査において、ゲームに費やす時間が長いほど学力の定着に関しては難があると、そのようなデータが示されていることは承知しております。また、一方で平均1時間未満の場合には、むしろ定着度が上がる、そうした報告もなされております。このことからうかがえることは、子供たちが自分自身でルールを決めた場合には学力の定着度が高まる、そのような考えも成り立つものではないかなと考えております。

本地区におきましても、各学校でノーメディアデー、ノーゲームデー、そうしたものが行われておりまして、子供たちの生活習慣をしっかりと整えて、可能性が最大限開かれるようにしよう、そのような取組を大変心強く、そして好ましく思っております。

しかしながら、今申し上げましたように、子供たち自身が自分の夢を現実の目的として、目標として、そのために今何をするのか、そうしたことを考えて、自己管理がしっかりできたときに、真の学力が高まるものではないのかな、そのように考えておりますので、各学校の取組やそうした子供たちの姿勢を培うための第一歩であると考え、私どもとしても支援をしっかりとしてまいりたい、そのように考えております。

○議長（大瀧次男） 6番。

○6番（佐賀英生） ありがとうございます。教育長の目力が強過ぎて、ちょっと射られた感じがありますけれども。教育長、テストを学校でふだ

んでもしますよね。あれ先生が黒板にいろいろ書いていくのですけれども、この1番に関連するのですけれども、それというのは大体テストに出るのを先生というのは黒板に書くのですか。ちょっとこれだけ教えていただきたいのですけれども。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（阿部謙一） そういう場合もあろうかと思いますが、あくまでも公式な見解といたしましては、学習指導要領に定められている基礎基本から提出されますので、そのようにご理解をいただきたいと思えます。

しかしながら、授業のポイントに関して、しっかりと聞き逃すまいとして子供たちが一生懸命授業を聞く、そうしたものに関しては、今お話をいただいたことに関しては、私どももしっかりと留意しておかなければならないのかなと考えております。

○議長（大瀧次男） 6番。

○6番（佐賀英生） ありがとうございます。それと、ちょっと昨日副市長から聞いたのですけれども、学校時代、ノートをあまり取っていないらしくてあれなのですけれども、勉強するときというのは、ノートを見て教育長は勉強しましたか。それだけでもちょっと教えてください。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 私的な回答は差し控えさせていただきますと思いますが、ただご質問の意図は、ノートを取ることの重要性に関しての考えを問うているのかなと考えておりますので、お答え申し上げたいと思えます。

ノートに関しましては、まず板書を正確に記録をする、そういう役割があります。そして、多分議員もそのように考えていらっしゃると思うのですけれども、自分なりに考えたポイントをメモする、そうしたことで初めて受け身から自分で考える、参加する授業になり得ます。そして、望む

らくは全ての児童・生徒がそうしたノートを作っ
てほしいのですけれども、最終的には学んだことを自分でまとめ直す、堅く言えば学習内容の再構築となりますけれども、そのようなものも最終目標としてはあるのではないのかなと考えております。

そして、こうしたノート指導に関しては、古くからなされておまして、市内各校においても現にしっかりと行われております。ただし、その内容に関しては学年ごとの発達段階の違いや教科の特性等があります。そうしたことを理解して先生方は進めていらっしゃると思いますので、我々はそういう思いを共有して支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（大瀧次男） 6番。

○6番（佐賀英生） ありがとうございます。実に音読というのは非常に効率的にできていて、目で見て、手で書いて、口で言うという、すごいですね、僕らの頃は音読というのはなかったのですけれども、大体土曜日の8時という、「8時だヨ！全員集合」が入ると、「歯磨いて寝ろよ」とか、「宿題やれよ」で皆動かされたものなののですけれども、ぜひともそういうのを進めて、ノートの活用を進めていただきたいと思っております。

さて、1番の災害のほうについてなのですけれども、市長、先ほどの正津川小学校の件をちょっと中心として質問をさせていただきたいのですけれども、35分ぐらいでスミダ電機株式会社に向かっていくと。あそこは緩いというか、ちょっと傾斜になっているわけですが、スミダ電機株式会社の裏側のほうに、巨大なため池がございます、二、三年ぐらい前だと思ったのですけれども、県のほうから、うちの町内が少し報告を受けまして、ため池が決壊したときの避難の仕方だとか、いろいろもろもろ教えていただきました。例えば正津川小学校に例えた場合、「例えば」「例えた」、2

回使ってしまったのですけれども、海からも来ると。もし万々がため池が決壊すると、上からも水が来ると。実質的には、これ避難する場所がなくなってしまうというように感じられるのですが、その点については一応調査といたしますか、考えていらっしゃるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

まず、大きな地震が発生した場合、水木沢ため池が決壊するおそれがあります。これは、令和3年3月に当市が策定いたしましたため池ハザードマップでは、この水木沢ため池が決壊した場合には、5分以内に氾濫水が国道279号大畑バイパス沿いまで到達、15分を過ぎると、大畑バイパスを超え、30分過ぎには正津川小学校校舎が30センチ未満の浸水となる想定となっております。正津川小学校からの水平避難における避難経路と、この水木沢ため池が決壊することによる氾濫水の影響範囲が一部で重なることがあることから、これらの想定の下で、改めて避難経路等を検討していかなければならないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 6番。

○6番（佐賀英生） そうですね、かなりシビアな問題になってくる、さっきも言ったとおり、震災というのは来ると。

市長に改めて2点ほどお伺いしたいのですけれども、防災マップの中で津波用のバージョンアップしたやつを作ったと聞いていますが、それはいつ頃配布する予定なのか。詳細に知るために市内の方々、また市民の方々が覚えるためのものだと思っております。

それともう一点なのですけれども、ではもちろん考えたときに、正津川小学校、あの場所がいいのかと、もしくは何か以上のもの、いろいろ対応

するとはいうものの、助かるような、また安全安心が担保できるような施策、考え方というのはあるのでしょうか。この2点ほどお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） ご質問ありがとうございます。ハザードマップについては、ちょうど先頃出来上がりまして、今配布する段取りをしています。3月11日から各家庭、全家庭に配布をさせていただきます。順次届いていくと思いますが、3月11日からお届けが可能な状況となっております。

せっかくですので、このハザードマップに書かれてある各学校の浸水想定についてお知らせさせていただくと、正津川小学校5.9メートル、大畑小学校5.4メートル、田名部中学校2メートル、苦生小学校90センチ、第三田名部小学校10センチ、大湊小学校1.8メートルということになっております。田名部地区の小・中学校については、垂直避難、2階あるいは3階に避難するというところで命の危機は回避できると。発災直後については、避難するよりもむしろそのほうがいいのではないかと私は今の時点では考えています。

一方で、最も被害想定が大きいのが正津川小学校です、ご指摘いただいた。正津川小学校は、ご案内のとおり2階建てですので、5.9メートルが来ると、学校丸ごと飲み込まれます。学校に発災から35分で5.9メートルの津波が押し寄せてくると。周囲も山側というか、浸水想定がないエリアまで500メートルあるのです。訓練では、25分で逃げたというふうに言っていますが、実際冬の厳しい環境や、それからそもそも震度6弱の地震が来るのです。けがした子がいたりとか、怖がって動けない子がいる中で、あるいはけが人が出る中で、35分で本当に逃げられるのかと、500メートル。これは、極めて厳しい状況にある。

大畑小学校についても、5.4メートルの津波が

押し寄せてくることになって、こちら建物が3階建てですので、3階に逃げれば、取りあえず命の危機は回避できる。ただ、その後も長期にわたってこの子供たちが孤立する可能性があるのです、5.4メートルの津波が周辺まで来ていますから。したがって、子供たちの安全、特に命に関わることですので、早急に両校の在り方そのものについて検討が必要だというふうに考えております。

この課題に対応するため、令和4年度予算において、むつ市大畑地区学校施設津波対策事業費というものを計上しております。来年度1年をかけて、学校、地域と一緒に今後の学校の在り方について考えていくこととし、令和4年度中には移転、統廃合も含めた結論を得たいというふうに考えています。

私自身は、前も議会で申し上げたのですが、小学校はそれぞれの地域とともにあって、子供たちの身近な居場所としての存在でもあります。統廃合というのは基本的にはしないということが原則だと思っておりますが、そういう意味で少人数になっても、安易に統廃合すべきではないと思っております。ただし、子供たちの安全や、とりわけ命に関わることであれば、全く異なる結論だと。いち早く統廃合というよりも、新設移転も含めて考えたほうが良いというふうに考えています。

東日本大震災から11年が間もなく経過しようとしています。様々な教訓を私たちに残した災害でありましたが、忘れてはいけないのが大川小学校の事案であります。学校の在り方の検討に加えて、現状は子供たちが両校に通っていますから、万が一最近で起こった場合、もうあと1か月後、2か月後に起こった場合についても、子供たちの命と安全が図られるよう、教育委員会と学校にはしっかりと連携して対応していただきたいとも、あえてこの場で申し上げておきます。

以上です。

○議長（大瀧次男） これで、佐賀英生議員の質問を終わります。

ここで、午後1時40分まで暫時休憩いたします。

午後 1時29分 休憩

午後 1時40分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎富岡直哉議員

○議長（大瀧次男） 次は、富岡直哉議員の登壇を求めます。9番富岡直哉議員。

（9番 富岡直哉議員登壇）

○9番（富岡直哉） こんにちは。会派未来への轍の富岡直哉でございます。むつ市議会第251回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。市長並びに理事者の皆様におかれましては、前向きなご答弁をよろしくお願いいたします。

質問の1項目め、民生委員・児童委員についてであります。民生委員制度は、創設から100年以上続く歴史ある制度であり、大正、昭和、平成と3つの時代において地域福祉増進のために重要な役割を果たしてまいりましたが、現在の令和においても、ますますその役割は重要となっており、国が推進している地域包括ケアシステムや地域共生社会の構築といった新たな地域福祉の仕組みに欠くことのできない存在であります。

民生委員・児童委員は、ご承知のとおり民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、全ての市町村において、一定の基準に従い、その定数が定められ、全国で約23万人が活動しており、地域の中において、高齢者や障害を持つ人など、支援が必要な人への見守りや相談のほか、児童虐待

について専門機関と連携するなど、民生委員法に定められた中で地域と行政のつなぎ役として、守秘義務を持ちながらも多様な役割を担っておりますが、近年では少子超高齢化の進展、核家族化や単身世帯の増加などにより民生委員の重要性が増す一方、負担の増加や成り手不足の問題については当市においても喫緊の課題であるものと認識しております。

また、民生委員・児童委員の任期は3年と定められており、本年11月で現在の任期満了を迎え、委員の高齢化などによる年齢要件を踏まえても、今後さらなる欠員が懸念されるところであり、1点目は当市の現状と課題についてお伺いいたします。

次に2点目は、市の連携・協力体制についてであります。民生委員は、前段で述べたとおり、行政など地域の専門機関へのつなぎ役としての役割を担っており、このコロナ禍において大きく激変した社会情勢に対応しなければならないなど、時代を先取りした新たな課題への対応や、多様で複雑な課題解決に向け、民生委員が安心して活動でき、精神的な負担軽減や相談体制、研修の充実など、今後においてはより一層行政との連携が重要なものと考えていることから、市の連携及び協力体制についてお伺いいたします。

次に、3点目は、活動しやすい環境整備についてであります。全国民生委員児童委員連合会において実施された調査によると、全国の民生委員のうち、約3分の1の民生委員が1期で辞めてしまう現状であり、理由は様々ですが、課題解決の困難さ、住民の理解不足、行政や関係機関との連携不足等が挙げられておりますが、民生委員の役割について、地域住民には活動内容の正しい知識を学んでもらう必要があり、様々な対応策を講じながら、本制度を今後も維持発展させていくためにも、より活動しやすい環境整備が求められている

ことを踏まえ、当市の活動環境の整備に向けた取組をお伺いいたします。

次に、質問の2項目め、交通安全対策についてであります。昨年6月に千葉県八街市で下校途中の小学生の列にトラックが突っ込み、5人が死傷する痛ましい事故が発生したことは、まだ記憶に新しいと思いますが、この間にも多くの事故が発生している一方、車の安全性能の向上や、交通事故撲滅に向けた様々な対策によって事故件数は全国的には減少傾向にあるものの、依然として多くの貴い命が失われている現状であります。

国の第11次交通安全基本計画において、令和3年度から令和7年度までの5か年の目標を定め、対策の柱として道路交通環境の整備、交通安全思想の普及徹底や安全運転の確保など、8つの項目が設定され、高齢化の進展への適切な対処とともに、子育てを応援する社会の実現が強く要請される中、地域の実情に応じた時代のニーズに応える交通安全の取組が求められていることを踏まえ、1点目は当市における交通事故の推移と特徴についてお伺いいたします。

次に2点目は、信号のない横断歩道での一時停止の現状と対策についてであります。JAF日本自動車連盟により昨年10月に公表されました信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査では、岡山県、東京都に次ぎ、本県は一時停止率が14%でワースト3位という結果でありました。詳細の調査場所は非公表とされていることから、当市の状況がどこまで起因しているかは不透明なものの、いずれにしてもこの結果から、当市を含む本県においては歩行者に危険が及ぶリスクが高いものであると非常に危機感を覚えており、また昨年は当市においても歩行者が犠牲となる事故が発生している状況も踏まえ、当市の現状と対策についてお伺いいたします。

次に、3点目はキッズ・ゾーンの設置について

であります。令和元年5月に滋賀県大津市において、保育所外の移動中に園児が交通事故により亡くなるという大変痛ましい事故が発生し、その後も度々子供が被害者となる交通事故が発生していることを受け、国においてスクールゾーンに準じたキッズ・ゾーンが創設されました。

キッズ・ゾーンは、未就学児等及び高齢者運転の交通安全緊急対策に基づき、保育所等及び児童発達支援事業所等が行う散歩などの園外活動の安全を確保するため、施設の周囲半径500メートルを原則としてキッズ・ゾーンを設定し、キッズガードの配置や路面の塗装等による注意喚起、具体的な交通安全対策を実施するためのものであり、各市町村の保育担当部局が対象の保育所、道路管理者等と協議の上設定することとなっております。

厚生労働省等の関係機関により、昨年8月に公表された全国の市町村別の設置状況では、設置済みの市町村数及び施設数は56か所で、今後設置する予定があると回答したのは299か所にとどまった結果となりましたが、国においては引き続きキッズ・ゾーンの設置に向けた検討を行うよう呼びかけられていることから、また園児の安全確保の観点からも設置すべきと考えておりますが、当市におけるキッズ・ゾーン設置に向けた検討状況についてお伺いし、以上壇上からの質問といたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 富岡直哉議員のご質問にお答えいたします。

まず、民生委員・児童委員についてのご質問の1点目、当市の現状と課題についてお答えいたします。民生委員・児童委員の皆様は、地域社会において見守り活動や住民の福祉相談に応じていただくなど、住民が安心して暮らしていくために必

要不可欠な存在であります。令和4年2月末時点では、146名の方にご就任いただいております、159名の定員に対して、13名不足している状況にあります。地域の高齢化や生活環境の変化により、人材の確保が難しい状況となっておりますが、引き続き町内会やボランティア団体と連携しながら、欠員の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、民生委員・児童委員についてのご質問の2点目及び3点目並びに交通安全対策についてのご質問につきましては、それぞれ担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 福祉部長。

○福祉部長（藤島 純） 民生委員・児童委員についてのご質問の2点目、市の連携協力体制についてお答えいたします。

民生委員は、田名部北、田名部南、大湊、川内、大畑、脇野沢の6地区それぞれにおいて活動しており、市では各庁舎に事務局を設置し、各地区の民生委員活動を支援しております。毎月の定例会や研修会等も、各地区の市担当者が協力して開催しており、積極的な連携体制が構築されているものと認識しております。

次に、ご質問の3点目、活動しやすい環境整備についてお答えいたします。民生委員・児童委員は、独り暮らしの高齢者の見守り、虐待や暴力といった支援を必要とする人たちの相談、行政や関係機関の橋渡し役を担っていただくなど、地域福祉の向上にご尽力いただいているところであります。しかしながら、活動範囲の広範さによる精神的な負担感、対応する問題の複合化、複雑化、個人情報取り扱いや関係機関との情報共有等の課題もあることから、市では活動に当たって必要な情報提供や研修、協力支援を行うなど、職務の遂行に力を十分に発揮できるよう、環境整備に努めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（杉澤一徳） 交通安全対策についてのご質問の1点目、本市における交通事故の推移と特徴についてお答えいたします。

青森県警察が公表している県内における人身事故の発生件数は、平成13年をピークに平成14年以降減少し続けていましたが、令和2年の2,436件に対し、令和3年は2,458件と僅かに増加しております。また、本市の人身事故発生件数は、令和2年が56件、令和3年が70件となっており、県内全体の数値と同様、増加傾向が見られます。

本市における交通事故の特徴は、県内他市町村とも共通しておりますが、車両相互の事故が大半を占めており、中でも追突事故と出会い頭の事故件数が半数以上となっております。

また、国道や県道での発生件数が半数以上を占め、負傷者79人中、高齢者が13人、高校生以下が9人となっております。

なお、人口1万人当たりの交通事故発生件数は、県が19.4件に対し、むつ市は12.4件となっております。

次に、ご質問の2点目、信号のない横断歩道での一時停止の現状と対策についてお答えいたします。本市における信号機のない横断歩道での車の一時停止の状況については、市で独自に調査はしておりませんが、一般社団法人日本自動車連盟が昨年10月に公表した調査結果によりますと、一時停止率は、青森県は14%で全国ワースト3位となっており、本市においても同様に低い状況であると推測しております。

道路交通法では、車両等は横断歩道で横断し、または横断しようとする歩行者があるときは横断歩道の直前で一時停止し、かつその通行を妨げないようにしなければならないと定めており、全国的に警察による指導取締りも強化されているところでありまして、青森県警察でも昨年はテレビCMを放映するなど啓発を強化しています。

市が事務局を務め、市内の交通安全関連団体等で組織するむつ市交通問題対策協議会では、本年度会員向けに、信号のない横断歩道での一時停止を啓発するためのマグネットステッカーを配布することとしています。市といたしましては、広報やホームページを通じて啓発に努めるほか、関係団体と連携しながら、街頭活動等で周知を図るなど対策を強化してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（菅原典子） 交通安全対策についてのご質問の3点目、キッズ・ゾーンの設置についてお答えいたします。

本市におきましては、現在のところキッズ・ゾーンの設置に向けた検討の経緯はございません。令和元年5月の滋賀県大津市の事故を受けて、当年6月に未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検を実施し、道路管理者となる下北地域県民局、むつ市土木維持課、むつ警察署の協力を得て、ガードパイプや簡易なバリケードを設置するなど安全な通行のための必要な措置を講じております。

また、保育施設におきましては、日頃から散歩コースの点検や危機管理マニュアルを策定し、それに基づいた対応を取るなど、交通安全対策に努めていると伺っております。

今後におきましては、安心して子育てができる環境づくりを目指し、関係機関と連携して調査研究を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 9番。

○9番（富岡直哉） ご答弁ありがとうございます。それでは、順次再質問させていただきます。

まず、民生委員・児童委員についての現状と課題について再質問いたします。13名の欠員が生じているということですが、現状活動いた

いている当市の民生委員の年齢構成及び欠員となる地区への対応状況と、併せて今年の改選時における人員確保の見通しについてお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 福祉部長。

○福祉部長（藤島 純） お答えします。

民生委員の年齢構成ですが、全体の平均年齢が70歳となっており、40代から80代まで幅広い年代の皆様にご活躍いただいております。本年3月1日現在で13地区に欠員が生じている状態ですが、民生委員が欠員となった地区の相談や見守り活動につきましては、隣接する地域の民生委員が協力して対応に当たっていただくこととしております。

現在の民生委員の任期は、令和元年12月1日から令和4年11月30日となっており、今後は民生委員の皆様にご意向調査を行う予定となっております。

欠員となっている地区につきましては、社会福祉の活動に理解と熱意があり、地域の実情に通じている方を町内会長に推薦を依頼しているところでありますが、各町内会においても地域のつながりが希薄化してきているということで、協力者が減少してきており、民生委員を選出するのが困難となっていると伺っております。

このことから、欠員が生じている地域につきましては、町内会のみならず、地域のボランティア団体等と連携しながら、欠員の解消に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 9番。

○9番（富岡直哉） ありがとうございます。

次に、2点目の市の連携・協力体制についてですが、やはり欠員は隣接する地区への負担が増えるということで、特に災害時においてはその影響が大きいものと考えておりますが、昨年の豪雨災害において、市や近隣の地区の委員との連

携は実際にどのような体制であったのか。また、民生委員の災害対応については、具体的に委員と行政との間ではどのような形で共有されているのかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 福祉部長。

○福祉部長（藤島 純） お答えします。

令和3年8月の大雨による災害に関しましては、被災された地域の相談窓口として、また災害ボランティアセンターの活動等にもご参加いただいております。民生委員の災害対応に関しては、国から通知もありますが、民生委員ご自身の安全を確保した上で対応することを前提としつつ、避難情報が発令中に地元住民の方々に対する見守り活動を行う必要がある場合には、委員自らが対応するのではなく、その状況を自治体に伝達することが重要であり、本市としても民生委員の方々へ周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

○議長（大瀧次男） 9番。

○9番（富岡直哉） 次に、3点目の活動しやすい環境整備についてであります。現状の欠員の状況や高齢者の方が活動している現状を踏まえても、委員の負担の軽減と新たな地域福祉の担い手の掘り起こしを目的として、委員をサポートする民生委員協力員制度について、本市においても検討すべきと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

そしてまた、サポートという部分で本市の新任委員へのフォロー体制についても併せてお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 福祉部長。

○福祉部長（藤島 純） お答えします。

まず、町内会長に対して民生委員から応援依頼があった際は、各町内会においてもバックアップしていただけるようお願いしております。民生委員協力員制度については、民生委員の負担軽減や後継者育成という観点から、今後調査研究してま

いりたいと考えております。

現在新任委員に対しては、毎年度新任民生委員児童委員研修会を県で開催しており、当市からも対象者を派遣しております。毎月各地区の定例会においては、独自の研修会を随時開催し、多様化、複雑化する地域福祉に対応するため、広範な知識と技術の習得に努めているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 9番。

○9番（富岡直哉） 民生委員の方々にも現状お聞きいただきましたが、やはり体調不良等で欠員となって引き受けた場合、前任者からの引き継ぎが課題であること、そして現状の民生委員制度では、なかなか簡単に引き受けてもらえない等踏まえて、協力員制度や新たな体制の構築など、さらなる環境整備の拡充をお願いいたしまして、次に移ります。

2項目めの交通安全対策についてであります。当市での交通事故が増加傾向であることや、一時停止の全国調査の状況を踏まえて、今後様々な対策の中で、道路交通に関しては関係機関が横断的なことから、ハード面、ソフト面双方による交通安全対策全般にわたり、総合的かつ長期的に推進するためにも、市町村に対しましては努力義務となっておりますが、交通安全計画を定め取り組む必要があると考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（杉澤一徳） お答えいたします。

青森県では、昨年10月に第11次となる令和7年度までの交通安全計画を策定したところでございます。この中におきまして、県民、市町村、関係機関、団体と連携協力しながら、効果的な交通安全施策を推進していくとされておりますので、この枠組みの中で市としても取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 9番。

○9番（富岡直哉） 県の計画の枠組みの中でということではありますが、計画にも掲げられているとおり、地域が一体となった交通安全対策が推進するよう、効果的な対策をお願いいたしまして、最後のキッズ・ゾーンの設置についてお聞きいたします。

現段階では、検討の経緯はないということでしたが、まずはこのキッズ・ゾーンの制度や効果をしっかりと理解してもらうためにも、また国のほうで進めているという観点も踏まえて、市でモデルケースとして実施し、促進へとつなげるのも一つかと思いますが、市の見解をお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（菅原典子） お答えいたします。

キッズ・ゾーンのモデルケースの実施につきまして、市といたしましては、まずはキッズ・ゾーンの設置について理解を深めることが大切であると考えことから、再度保育施設へキッズ・ゾーンの設置について周知を図り、ご意見を伺いながら、交通安全対策の一環として調査研究に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 9番。

○9番（富岡直哉） ありがとうございます。このキッズ・ゾーンは、注意喚起と安全の啓発を目的とされ、園児が犠牲となった大津市からの設置要望を受け創設されたものであります。このキッズ・ゾーンの有効性は、新しい制度でもあり、すぐに分からないかもしれませんが、住民の意識向上につながり、そしてこの対策により守れる命もあると思います。地域ぐるみで子供たちを守り、安心して暮らせる交通安全対策の強化を要

望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大瀧次男） これで、富岡直哉議員の質問を終わります。

ここで、午後2時15分まで暫時休憩いたします。

午後 2時07分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎佐藤 武議員

○議長（大瀧次男） 次は、佐藤武議員の登壇を求めます。1番佐藤武議員。

（1番 佐藤 武議員登壇）

○1番（佐藤 武） 皆さん、こんにちは。日本共産党の佐藤武です。むつ市議会第251回定例会の一般質問を行います。最後になりますので、少々我慢してください。

国内では、コロナウイルスのオミクロン株が猛威を振るい、いまだに終息の見通しが立っていません。むつ市も今までと違い、新規感染経路が増え続け、連日感染者が出て、日常生活にも大きな影を落としています。一日も早く終息して、普通に暮らせる日が来ることを願っています。

また、世界に目を向けると、コロナ感染もさることながら、ロシアのウクライナ侵略は、国連憲章及び国際法違反であり、到底許されるものではありません。普通に暮らしている市民が犠牲になり、多くの難民が祖国を逃れています。核兵器による威嚇や原子力発電所を攻撃するなど、ウクライナ国民だけでなく、世界の人々を戦争の惨禍に陥れるものです。武力による解決ではなく、国際世論とその力でロシアを包囲し、外交的話し合いで戦争を解決することが強く求められています。

さて、今日は3項目3点について質問いたします。1項目めは、子どもの医療費・学校給食費の無償化について質問します。むつ市総合経営計画においても、子育て支援は大きな柱の一つになっています。本市の少子化は、若者の流出に加え、出産から子育てを取り巻く環境は厳しいこと、仕事と子育ての両立する体制の整備が必ずしも十分でないこと等が挙げられています。子供を安心して育てることができるためには、今まで進めてきた医療費の無償化をさらに充実させ、小・中学生の通院費も無料にし、中学生まで医療費を無償化することが安心して子育てできることを保障するものだと考えています。

また、数人の保護者から聞き取りましたけれども、学校給食費は学校に納める教材費等を含めた諸費全体の7割程度を占めているということは、子育て中の保護者にとって大変大きな負担であるということだと思います。給食指導は、学習指導要領の中に明確に位置づけられてきました。学習指導要領が改訂されるごとに重要視されてきています。こうした点から見ても、学校給食費の無償化は子供の食育の充実や保護者負担軽減の大きな力になるものと考えております。

市としては、子どもの医療費の無償化と学校給食の無償化について、どのように進めようとしているのかお伺いいたします。

2項目めは、市職員の職員評価制度について質問します。令和2年度の職員評価を基に令和3年度から職員評価と給与のリンクが開始されたことですが、各部署の評価は次年度の市民サービス向上のためには必要なことです。そのための個人の自己評価も否定するものではありませんが、職員評価と給与をリンクさせるということは、質の違う職務を比べて数値化し、上司が評価者として5段階に振り分ける仕組みです。人件費の決まった総額の中で、誰かが多くもらったら、その分

誰かが少なくなるという仕組みにならざるを得ません。職場の和が乱れることが心配されますし、上司の顔色をうかがって仕事をするのが、これも心配されます。月々の給与の差が縮まらない可能性があること、退職金まで影響が出ること、果たして職員の意欲の向上にもつながるのか、市民サービスの向上につながるのか、そういうふうなことが心配されます。制度の目的と内容についてお伺いしたいと思います。

3項目めは、小・中学校教職員の勤務時間管理について質問します。昨年度から勤務時間管理を各自でパソコンに入力する方法で管理しているということですが、この間の勤務時間の適正管理の取組についてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 佐藤武議員のご質問にお答えいたします。

まず、子どもの医療費・学校給食費無償化についてのご質問のうち、子どもの医療費無償化についてお答えいたします。子どもの医療費無償化につきましては、乳幼児等医療費給付事業において、これまでに段階的に制度の拡充を図ってまいりました。今後無償化の対象を拡大するため、新税を含めた新たな財源の確保に向けて努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、市職員の職員評価制度についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 佐藤武議員の子どもの医療費・学校給食費無償化について、教育委員会が所管している学校給食費の部分についてお答えいたします。

現在本市において保護者が負担している給食費は、小学生は1食当たり300円程度、中学生は330円程度となっております。現在本市における給食施設は、センター方式が3施設、校舎内に給食室のある自校式が9施設あり、各センター、学校において個別に食材の仕入れを行っており、納入業者による単価にばらつきがあることから、保護者の負担が均等でない状況がある、そのような状況になっております。

令和7年度に供用開始を予定している（仮称）防災食育センターが稼働した際には、食材の調達を一本化すること等により、現在よりも低額で契約できる見込みであり、保護者の負担する給食費も1食当たり30円程度、年間では5,700円程度軽減されるものと試算しております。

なお、給食費の完全な無償化については、今後調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、小・中学校教職員の勤務時間管理についてのご質問、適正管理の取組についてお答えいたします。教育委員会では、教職員の時間外労働等の縮減に関する指針を令和2年3月に一部改定し、時間外労働等の上限の目安や時間外労働縮減のための方策について示しているところであります。また、令和2年度から青森県教育委員会が作成する教職員勤務時間記録簿を市内全ての小・中学校に配付し、勤務状況の把握に努めているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） 市職員の職員評価制度についてのご質問、職員評価と給与のリンクについて、導入の目的は何か、また制度の中身はどうなっているかについてお答えいたします。

本市の職員評価制度は、職員の能力開発、適正な人事配置、公正な処遇への反映、組織力の向上を目的としており、評価期間内に発揮された能力

や職務への取組姿勢等客観的事実に基づき評価する能力評価と、職員の業務目標の難易度、達成度等に基づき評価する業績評価の2本立ての評価とし、年度当初に目標を設定したものについて、2月上旬に自己評価をし、これを評価者が面談を通して評価をする流れとなっております。

制度の中身につきましては、評価の高い順にAからEまでの5段階に区分しており、勤勉手当への反映については業務評価の評点が100点満点中80点を超えるとA区分で、通常の成績率に5%をプラス、70点以上80点未満がB区分で2%をプラス、30点以上70点未満は標準とし、成績率の調整は行わず、20点以上30点未満がD区分で2%のマイナス、20点未満がE区分で5%のマイナスとなっております。

また、昇給への反映につきましては、業績評価の評点の6割と能力評価の4割の合計で判断し、85点以上がA区分で6号給の昇給、45点以上85点未満がB区分及びC区分となり、通常の昇給と同じ4号給の昇給、30点以上45点未満がD区分で2号給の昇給、30点未満がE区分で昇給なしとなっております。

職員評価による適正な評価と給与への反映は、職員の資質向上やモチベーションの向上につながり、さらに市民サービスの向上に大きな影響を与えるものと考えております。今後も職員の人材育成や適材適所の人事配置に的確に活用される職員評価制度の運用に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 1番。

○1番（佐藤 武） ご丁寧な説明、ありがとうございます。

1点目の子どもの医療費の部分について再質問させていただきます。先ほど市長のほうから、新税を含めた財源で検討していきたいという答弁をいただきましたけれども、総合的に判断したいと

いうお気持ちが伝わってきているのですが、新税も含めてというのは、新税が入った段階で一般財源とともに総合的に考えるという考え方なのか、それとも新税が入る前から実施の方向に向けて検討していくのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 新税には反対をしていただいているという認識でありますし、数々の予算案については、ほぼ全て反対をしていただいているというふうに認識しております。財源があれば、これはやるのです。そういうふうに受け止めていただきたいと思います。

○議長（大瀧次男） 1番。

○1番（佐藤 武） 市長のご答弁どおりで、財源があれば何も苦労はしないと、そのとおりでと思います。

新税に対して、確かに私は反対しているのですが、それについて、新税そのものというよりも、原発核燃料サイクルそのものに対する態度ですので、ご理解いただきたいと思います。

教育委員会のほうの学校給食費については、センター方式になると単価が下がるというのは、それはよく分かります。職員の人員も少なくなりまして、食材の仕入れ等も一度に仕入れることができるので、単価が下がるというのはよく分かりました。ここについては、ぜひ努力していただきたい。教育委員会は、独自の予算を持っているわけではないですので、そこはぜひ負担が少なくなるように努力をしていただきたいなと思ってます。

新税の問題は、なかなか複雑な問題なのですが、この間、使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会でも再三事業者が述べているように、搬入計画を示されない、示せないということがあるので、さらに再処理工場の稼働も今

のところ不透明ということで、いつになったら無償化が実現するのか、私はちょっと心配しております。

子供の健やかな成長と子育て世代への応援、負担軽減という意味でも、早急にどちらも実現してほしいというふうにお願ひしたいと思います。

2項目めについて再質問します。懲戒処分がなくても給与が下がる可能性があるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

先ほどご説明いたしましたとおり、昇給に関しましては、高い順番にAからEまでの5段階に区分しており、下位のD区分及びE区分の評価になった場合、昇給時に標準的な4号給となるところがD評価では2号給、E評価では昇給しないということになっております。この場合、給与は下がることはございませんが、上がり幅が少ないもしくは上がらないということになります。

また一方、勤勉手当につきましては、業績評価がD区分となった場合2%、E区分となった場合では5%が標準の成績率から減じられることとなっております。この場合、標準の額と比較すると給与は下がるということになっております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 1番。

○1番（佐藤 武） ありがとうございます。懲戒処分がなくても給与は下がるということで、その基準が様々設けられているということは私も理解しました。

あともう一点ですが、それぞれ業務の質が異なると思うのです。仕事の質が異なるものを数値化することが客観的にできるのかどうかというところの見解をお伺ひいたします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

職員は、自分の事務分担について、まず目標を設定し、その業務の困難度、貢献度、優先度により難易度を設定します。それに業務量と、最終的には目標に対する達成度合い、これをもって評価することとしております。このようにすることで、質の異なる仕事をしていても平等な評価となることとなっております。

また一方で、評価者によって評価結果にばらつきが生じないように、実施マニュアルや評価者研修会の実施等により、客観的で公平な評価となるように努めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 1番。

○1番（佐藤 武） なかなかこれ客観的にするというのは難しいことだと思うのですが、市のほうでは様々な基準を設けて、あるいは評価者の姿勢、そういうことも定めているということなのですが、人が介在するということは、やはりその人の感情とか思いとかがどうしても入るということをちょっと危惧しているのですけれども、全国的に今自治体労働者というのは、過労死ラインを超えて働いている人たちが増えています。長時間労働が多くて苦しめられているのが実情です。ですから、市の職員評価制度、これも公平性と客観性をしっかりと守ってもらえる制度にしていかなければならないと思っておりますし、私は職員の多様性も認められるべきだというふうに思っておりますので、まだ始まったばかりですけれども、廃止のことも検討していただきたいなというふうに思っております。

小学校の教職員の勤務時間管理について再質問します。退勤時刻を入力してから仕事をしているという例が、小学校でも中学校でも実態としてあります。正規職員だけでなく、講師にもこうした実態があります。土曜日、日曜日の出勤時もあるということがありますが、それを教育委員会として

はどう捉えているかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（阿部謙一） そのようなことは決してあってはならないものと認識しております。記録簿は、あくまで教職員の勤務実態に即して記録されるべきものであります。教育委員会が定める教職員の時間外労働等の縮減に関する指針においては、教職員自らが時間外労働等の管理を行い、自身の健康管理、維持増進ができるよう、他の教職員と連携して業務に取り組むこととされておりますことから、教育委員会といたしましては、今後引き続き当該指針の周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大瀧次男） 1 番。

○1 番（佐藤 武） 市の教育委員会は、教員を増やすとか、そういうことはできない、権限としてできないわけですから、なかなか難しいところはあるのですが、今の教職員の忙しさというのは、教職員を増やすことと仕事を減らすことだと思っています。それで、仕事の軽減と勤務時間の適正な管理のためにどのような対策を今考えていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答え申し上げます。

これまでも小学校部活動のスポーツ少年団化やスクールサポートスタッフの雇用、あるいは小中一貫非常勤講師、これは授業のできる臨時の先生ですけれども、そうした方々を学校に配置し、業務の負担軽減を図っております。

また、定時退勤日を設定する、あるいは夏期休業中、冬期休業中の日程を学校の裁量に委ねる。そして、夏期休業中においては学校閉庁日を設定して、全教職員が休みを取りやすくする、そのような取組を行ってまいりました。

教育委員会といたしましては、引き続き各学校における業務量の軽減につながる施策について検

討していくほか、より客観的な方法等により、在校時間等の把握を行う方法についても研究を続けるなど、市校長会とも連携し、教職員の働き方改革の取組を推進してまいりたいと考えております。

○議長（大瀧次男） 1 番。

○1 番（佐藤 武） ありがとうございます。様々な取り得る対策を考えて取っていらっしゃるというふうに受け止めました。特に閉庁日等は、大変いいことだと思っています。今後も、今例に挙げられたスクールサポーター等、加配を県に要求するということはできますので、教育困難な学校には、ぜひそういう対応も取っていただきたいと思えます。

仕事量の軽減ということについては、教育長は昨年、計画訪問と教育長訪問を一緒にするという軽減策を図っていただきました。現場としては、やっぱり大変助かったと思っています。教育長が現場感覚として持っている、そういうものを私は大いに評価したいと思っています。さらにむつ市教育委員会のできる軽減策を考えるとともに、先ほど申し上げた退勤時刻の正確な入力とか、出勤しているのに出勤されていないということにならないようにしていただきたいと。これは、変形労働時間制導入の基本的な根拠になる統計になりますから、正確に入力していただけるよう教育委員会のほうでも努力していただきたいと思えます。

これをお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（大瀧次男） これで、佐藤武議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎日程第3～日程第4 議案一括上程、提案理由説明、議案質疑、委員会付託、一部採決

○議長（大瀧次男） 次は、日程第3 議案第28号
むつ市使用済燃料税条例の一部を改正する条例及
び日程第4 議案第29号 令和3年度むつ市一般
会計補正予算の2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） ただいま上程されました2
議案について、提案理由及び内容の概要をご説明
申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第28号 むつ市使用済燃料税条
例の一部を改正する条例についてであります。本
案は、これまでの特定納税義務者との交渉の経
緯並びに市議会特別委員会における審査及び調
査の内容を踏まえ、当市に立地する使用済燃料中
間貯蔵施設に搬入予定の使用済燃料に係る法定外
普通税の課税客体及び税率を改める等、当該法定
外普通税の創設に向けて必要な改正をするため
のものであります。

次に、議案第29号 令和3年度むつ市一般会
計補正予算についてであります。本案は、8,569
万1,000円の増額補正でありまして、これにより
補正後の歳入歳出予算総額は、435億8,265万
8,000円となります。

まず、歳出についてであります。衛生費には、
むつ市PCR検査センター運営事業費補助金及び
PCR検査無料化事業費を増額しております。ほ
か、商工費には、1万円で1万2,000円分の買
い物ができるプレミアム付商品券事業の2次販売
を実施するため、むつ市プレミアム付商品券事
業費を増額しております。

次に、歳入についてであります。国・県支出
金に歳出との関連において補助見込額を計上し
ております。

なお、むつ市プレミアム付商品券事業につ
いては、使用期間を確保する観点から、繰越明
許費を設定しております。

以上をもちまして、追加上程されました2議
案について、その大要を申し上げましたが、細
部につきましては、議事の進行に伴いましてご
質問により詳細御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、原案のとおり御議
決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大瀧次男） これで提案理由の説明を
終わります。

ただいま上程されました2議案については、
この後議案審議を行います。ここで議事整理
のため、午後3時15分まで暫時休憩いたします。

午後 2時45分 休憩

午後 3時15分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を
開きます。

これより議案審議を行います。

先ほど一括議題といたしました2議案につ
いては、それぞれ区分して質疑等を行います
ので、ご了承願います。

◇議案第28号

○議長（大瀧次男） まず、議案第28号 む
つ市使用済燃料税条例の一部を改正する条
例に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を
許可します。まず、18番原田敏匡議員。

○18番（原田敏匡） 議案第28号 むつ
市使用済燃料税条例の一部を改正する条
例について質疑いたします。

本議案は、特別委員会に付託されます
ので、詳細については質問いたしません
が、本日上程されました根底にある
前提条件となるものを1点お伺い
いたします。

前回までの特別委員会の経緯、また
事業者側の指摘、これまでの経緯等
踏まえて、3月7日、昨

日までに市側から案として減免額を提案しておりますが、その結果は届いているのでしょうかという点。そして、もし届いているようであれば、その内容に関しての市長の所感をお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

昨日の午前中に回答をいただきました。回答の内容については、ほぼゼロ回答ということになります。そのことについては、私自身大変残念に思っておりますが、一方で、そういう意味では議会に提出するということを何らちゅうちょする要素がないものでありましたので、本日提案をさせていただきます。

これまでの使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会、そして使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会の皆様からいただいた様々な議論、これはおおむね私自身としては尽くされているというふうに考えてございます。今後議員の皆様におかれましては、慎重審議、熟慮の上、速やかに御議決いただけるよう、私から改めて皆様をお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（大瀧次男） これで原田敏匡議員の質疑を終わります。

次に、1番佐藤武議員。

○1番（佐藤 武） 2項目みたくに見えるのですが、ちょっと時間がなくて、まとまっていなくて申し訳ありません。

改正条例と現行条例をちょっと比べてみて、12条についてお伺いしたいのです。現行条例は、減免の部分です、「別に条例で定める」と書いてあるのですが、新条例案については、市長に、その他の特別の事情がある場合についても、全て、「条例で定める」というのも除いているし、(1)、(2)の例示されているものも除いているという

ことは、この変えた理由、あと目的があったらお願いします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

少し誤解があるようですので、丁寧にこの部分については説明させていただきますが、まず12条の改正については、1号、2号を削除したわけではございません。削除したのは2号になります。

1号が新しい改正案の中で本文の中にとりか、その12条の中に溶け込んでいるということですので、まず2号を削除したというのが今回の改正の内容となっております。

この2号を削除したということの内容ですけれども、これ2号をもともとつけていたのは、過重な負担であると認められたときに減免をするというようなことでありましたが、これ以上減免する余地がない条例案になっておりますので、今回は額を決定し、そしてこれを総務省協議に持つていくための改正ということでご理解いただきたいと思っております。

市長に全面的に委任されているというふうにご指摘がありましたけれども、そもそもこの条例は地方税法第684条に基づく条例でありまして、この地方税法第684条では、市町村長が天災その他特別の事情がある場合においては減免を認めることができるというふうになってございます。したがって、この12条そのものには、現在改正案のほうには創設的な意味はなく、確認的な条文になっておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これで佐藤武議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第28号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第28号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会に付託いたします。

なお、議案第28号 むつ市使用済燃料税条例の一部を改正する条例については、法定外普通税の創設に関する条例案であることから、地方税法第669条第2項の規定に基づき、本日付で特定納税義務者に対し、3月16日を提出期間とし、意見を求める文書を送付いたしますので、ご了承願います。

また、この意見聴取を踏まえた議論については、議案の付託先であります全議員で構成する使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会においてなされることとなりますので、ご了承願います。

◇議案第29号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第29号 令和3年度むつ市一般会計補正予算に対し質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可します。

18番原田敏匡議員。

○18番（原田敏匡） 議案第29号 令和3年度むつ市一般会計補正予算について質疑いたします。

プレミアム付商品券についてですが、2次販売分の購入対象及び購入方法、販売方法といいますが1点、そしてあとは全体のスケジュール、いつまで販売して、いつまで使えるとか、その辺をお伺いいたします。

あわせて、その2次販売に1次販売分で余っているというお話も伺っているのですけれども、それも併せて販売するのかどうか、また余っているのであれば、その数もお願いいたします。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

まずは、1次販売といいますか、2月28日までに販売していた分の商品券について販売するのかなというようなことについてお答えいたします。プレミアム付商品券につきましては、1月4日から2月28日までの使用期間としまして、6億6,000万円分を販売してきました。実績としましては、販売率が44.75%で、2億9,348万4,000円分を販売しております。未販売が6億6,300万円ほどとなっております。この分について、今回2次販売をしたい……

（「おかしいよ」「計算して」の声あり）

○経済部長（立花一雄） 3億6,300万円の未販売分を今回2次販売に向けてということで考えております。

続きまして、2次販売分の購入対象と販売方法についてお答えします。購入ができる方につきましては、むつ市在住の方で、あらかじめ往復はがきによる購入申込みを受けまして、購入者を決定したいというふうに考えております。販売場所につきましては、現在調整中になっております。

続いて、全体のスケジュールでございます。まずは、2次販売の周知ということで、チラシの作成及びホームページ等での掲載ということで、3月下旬から開始したいと考えております。

また、その後3月下旬から4月の中旬にかけて、往復はがきの申込みを受ける期間というふうに考えております。往復はがきを当選者に返送ということにつきましては、4月の中旬を予定しております。そして2次販売、そして使用期間につきましては、4月中旬から5月中旬ということで想定してのスケジュールにしております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） 今回お尋ねした意図は、前回

分ほぼ50%が売れ残っているというのが現実でございました。同じ方法で売るのであれば、きっと同じような現実がまたやってくるのではないかなと思って、その購入方法について聞いたのですけれども、今回のやり方であれば、残さないで売り切るといった方法なのかなと思っております。

最後に1点だけ、その往復はがきで1人といえますか、1世帯といえますか、何セットまで購入できるのか。そして、今回は残さないで売り切るといった方針というか、その形でいくのかどうか、最後お伺いします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、前回売れ残った大きな理由は、こういうことだったのです。各世帯に送りました、その購入券というか、申込券を送りました。各世帯に送って、世帯の数の分だけ申し込めますよという形にして送ったのです。そうすると、やっぱり44.75%の人たちしか買ってくれなかったと。一方で、往復はがきというか、申込方式にしてやれば、これ確実に売れます。完全に売り切れ必須です。その前やったプレミアム付商品券は、そういうふうにやったのです。そうしたら、そのとき出た声が、往復はがき買えない人がいるとか、申込券を送ってくれと言う人たちが多かったので、今回そういう方式にしたのですが、やっぱり売れ残ったので、売れ残りの分は買っていただいて消費に使っていただきたいので、今度は自分で往復はがきを買って買う方式にしたいと思いますので、もうほぼ99%というか、100%残らないというふうには思っています。

そのほかのことについては、担当部長から答弁をさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） 1人当たり何セットまで想定しているかということでございますが、5セ

ットを限度として今調整しております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） すみません、最後と言いましたが、せっかく1回ありますので、細かい部分、もう少しだけ。

この5セットというのは、1世帯で5セットという認識でよろしいのかの確認。例えば夫婦で1セットずつ10セットいけるのかどうかという細かい確認と、あと2月28日までの期限で、まだ手元に商品券が残っているものも当然使えるのかどうかという確認をお願いいたします。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

まずは、1人当たり5セットというふうな調整をしておりますので、お二人の世帯であれば10セットまでということになるかと思えます。

また、買われた商品券で2月28日までにまだ使用されていないものについては、無効となりますので、よろしくお願いします。

○議長（大瀧次男） これで原田敏匡議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で議案第29号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長(大瀧次男) 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。3月10日及び11日は常任委員会のため、3月14日から16日は予算審査特別委員会のため、3月9日と3月17日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、3月10日及び11日は常任委員会のため、3月14日から16日は予算審査特別委員会のため、3月9日と3月17日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、3月12日及び13日は休日のため休会とし、3月18日は付託議案審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時31分 散会